

## 第4回古平町議会定例会 第1号

平成27年12月16日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第49号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第50号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第51号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第52号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第53号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案
- 9 議案第54号 古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第55号 古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第56号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第57号 古平町立診療所の指定管理者の指定について
- 13 議案第58号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について
- 14 選挙第7号 古平町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 15 陳情第12号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情
- 16 陳情第13号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情
- 17 陳情第14号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情
- 18 陳情第15号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情
- 19 陳情第16号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情
- 20 一般質問
- 21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）

### ○追加議事日程

- 1 意見案第11号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書
- 2 意見案第12号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 3 意見案第13号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書
- 4 意見案第14号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書
- 5 意見案第15号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君
副町	長	田口博久君
教育	長	成田昭彦君
総務課	長	藤田克禎君
企画課	長	小玉正司君
財政課	長	三浦史洋君
民生課	長	和泉康子君
保健福祉課	長	佐藤昌紀君
産業課	長	宮田誠市君
建設水道課	長	本間好晴君
会計管理者		白岩豊君
教育次長		佐々木容子君
産業課長補佐		井本将義君
総務係長		高野龍治君
財政係長		細川正喜君

○出席事務局職員

事務局	長	本間克昭君
議事係長兼総務係長		中村貴人君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。

ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、木村議員及び2番、堀議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る12月11日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る12月11日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月16日からあす12月17日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、日程第14、選挙第7号 古平町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙につきましては、議長による指名推選で行いたいと思っておりますので、皆様ご理解いただきたいと存じます。

5件ほど上がっております陳情でございますが、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○**議長（逢見輝統君）** 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月16日から12月17日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月16日から12月17日までの2日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成27年11月分の例月出納検査結果、平成27年第2回後志広域連合議会定例会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成27年第4回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年末を控えての何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、さきに配付いたしました別冊議案にありますとおり、補正予算案が4件、条例案が4件、指定管理者の指定案件が1件、規約の変更が1件、他に選挙が1件の計11件をお願いするものでありまして、詳細につきましてはそれぞれ上程の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告をさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

年の瀬を迎え、戦後70年という節目を迎えたことしを振り返ってみれば、毎年のように繰り返される事件や事故、あるいは出来事に一喜一憂しながら心を動かされるのでありますが、ことしは実に大きな出来事がありました。集団的自衛権の限定的な行使を可能にする安全保障関連法案が戦後の安保闘争以来、世論が大きく揺れる中で、会期を大幅に延長して成立に至ったほか、情報が知らされないまま多くの時間を費やし、ようやく大筋合意したTPP問題、あるいは通知カードの配布が混乱したマイナンバー制度の導入、そして今や諸外国ではほぼ当たり前となっている18歳からの選挙権の行使が来年の参議院議員選挙からできるようになりました。本来であれば今時分臨時国会が開かれて、景気浮揚の補正予算などが審議されているところではありますが、年明け早々開会の通常国会に持ち越されているのであります。

それでは、初めに総務関係から申し上げます。先ほど申し上げましたマイナンバー制度につつま

しては、これまでも議会全員協議会や9月定例会でも申し上げてまいりましたが、これに関連する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が去る10月5日に施行され、町民の皆様には通知カードが簡易書留郵便によって世帯ごとに送付されております。来年1月から所定の手続を行っていただければ、個人番号カードの交付を受けることができますが、これらの手続を含めたマイナンバー制度にかかわる町民皆様への周知につきましては町広報等によるほか、町内会長会議を初め地域担当協働職員による町内会への説明を実施しているところであります。なお、今定例会に来年1月からの個人番号利用開始に伴い、利用事務規定や庁内部局間における特定個人情報の授受を行うために必要な古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。なお、この条例案に関連した古平町税条例の一部改正案及び古平町国民健康保険税条例の一部改正案につきましても別途提出しておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

次に、このたびの行政不服審査法の改正により、地方自治体の附属機関として第三者機関である行政不服審査会の設置が義務づけられたところであり、本来は町独自で各法律の解釈等に精通した者を確保しなければならないのでありますが、これが人材の確保が容易でない状況に鑑み、管内関係町村の意向によって審査会の設置及び審査会に関する事務につきましては後志広域連合の事務として処理することとしたものであり、今定例会に後志広域連合規約の一部を変更する規約を提出しておりますので、これまたよろしくお願い申し上げます。

なお、さきに合同常任委員会で視察していただきました沖町住民センター工事につきましては、少し工事の進捗がおくれぎみではありますが、設置場所の移動に伴う古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を提出しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、企画関係について申し上げます。全国の地方自治体で東京圏への人口一極集中を是正し、少子高齢化と人口減少に歯どめをかけることを目的とした地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定中に実施され、その結果が注目された今回の国勢調査であります。本町の調査人口につきましては、危惧していたとおり、前回調査の3,611人と比較して11%を超える大幅な減少となる見込みであり、平成25年5月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成27年における推計値3,239人を下回り、3,200人の大台を割り込む状況となっております。昭和45年に過疎地域緊急対策特別措置法が制定されて以来全国の過疎自治体は国からさまざまな優遇措置を受けて過疎対策に取り組んでまいりましたが、都市部のベッドタウンとして人口が増加した事例はあるものの、過疎自治体の数は増加するばかりであり、人口減少対策に特効薬はないとも言われ、そのとおりと実感せざるを得ないのであります。このように大変難しい課題ではありますが、少しでも人口減少を食い止めるべく、先日ご説明申し上げました古平町人口ビジョンに基づきながら総合戦略を策定中であり、何とか知恵を絞ってまとめてまいりたいと考えております。

次に、本町の主幹産業である水産加工業の支援を目的に昨年9月から始めたふるさと納税（寄附金）であります。贈呈品数の大幅拡充や寄附者の利便性など、手続内容の見直しを図ったところ、

思いのほか反響が大きく、11月の臨時議会で追加補正をお願いしたところでもあります。しかし、その後も予想を超える寄附金の申し込みがあり、12月8日現在での件数が1万8,000件、金額では2億5,000万円に達して、特産品の贈呈予算に不足を来す状況となっていることから、再度の追加補正予算を計上しておりますので、上程の際にはよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

次に、積丹町と小樽市を結ぶ北海道中央バス積丹線の運行収支につきましては、平成24年度から赤字補填措置としての国庫補助制度が改正されたことに伴う赤字決算が続いておりましたが、先般中央バスより平成27年度（H26.10月～27.9）の決算見込みが示され、運行収支の赤字額が国庫補助額を若干下回ったことから、黒字決算になるとのことであり、その要因としては「マッサン」効果によるニッカ工場への観光客の増加と燃料安が大きかったとのことでありました。外部要因による一過性の可能性が大きいものの、この路線は通院、通学等に欠かせない唯一の公共交通手段でもありますので、今後もこの傾向が続くことを願っております。

続きまして、税財政関係について申し上げます。平成27年度町税収納状況及び収納率向上の取り組みについてであります。11月末における町税の収納額及び収納率につきましては表1のとおりとなっており、前年同期の収納率との比較では個人町民税が3.3%、純固定資産税が3.3%、都市計画税が3.8%、軽自動車税が0.5%上昇し、税総体としても3.1%のプラスとなっており、さらに国民健康保険税につきましても0.3%のプラスとなっております。ただし、平成27年度の税収見込み額につきましては、表2に示すように、対前年度マイナス463万1,000円（率にしてマイナス2.1%）となる見込みであります。また町税等収納率向上への取り組み状況であります。昨年同様収納率向上対策実施計画の結果検証を行い、今年度におきましても7月に下表のとおり計画を策定し、収納率の向上に取り組んでいるところであり、相変わらず厳しい本町の経済状況ではありますが、先ほど申し上げました数字のように、それなりの効果が上がったものと思っております。

次に、財政関係であります。平成28年度の予算編成は下表のとおり進めることとしており、ほぼ前年同様の作業スケジュールで取りまとめ中であります。

続きまして、民生関係について申し上げます。例年高騰する燃料費など、冬期間に増加する費用に対処するため、冬季生活支援と位置づけて助成事業を実施しております冬の給付金（福祉灯油等購入助成金）につきまして、今年度の灯油価格が基準としている1リットル当たり73円を下回っておりますが、低所得者を取り巻く環境や管内での実施状況などを考慮し、さらに今年度は当初から国の補助金の支給決定を受けて予算計上していることから、従来どおり低所得者の老人世帯及びひとり親家庭を対象に冬季特別支援券支給事業として実施することとしたところであります。また、申請等につきましては、12月広報等で周知してまいります。助成方法は昨年同様古平町商店振興会商品券の交付を考えており、交付方法は通常の開庁時間の窓口交付に加え、夜間窓口及び各集会場での臨時窓口及び郵送での交付を検討しております。なお、平成19年度から73円の基準は崩しておらず、実施を見送った年度もありますので、来年度以降の事業実施につきましてもこの基準は厳守してまいりたいと考えております。

次に、総務関係でも申し上げますように、マイナンバーの通知カードにつきましては順次世帯ごとに転送不要の簡易書留郵便により住民票の住所地、または登録された居所地に送付されており、

当町においては10月26日から配達が始まっていますが、宛所なしや配達郵便局における保管期間の経過、あるいは受け取り拒否といった事象が発生した場合には差し出し元である市区町村に返戻されることとなっており、当町では11月16日までに208通の通知カードが返戻されています。これまで通常の窓口交付に加え、夜間窓口や郵送交付を行いました。12月8日現在で39通の未交付分を戸籍年金係で保管しており、現在は電話や防災無線、郵便などで勧奨を行っているところであります。総務関係で申しあげましたように、年明け1月からは個人番号カードの交付が開始されるため、戸籍年金係で準備を進めているところであります。転居届や転入届があった場合にカードの追記欄に新住所等を記載するため、マイナンバー住所印字プリントシステム機器が必要となりますことから、これが購入について補正予算を計上しておりますので、上程の際にはよろしくお願いを申し上げます。

次に、臨時福祉給付金及び子育て臨時特例給付金という2つの給付金の状況についてであります。11月末現在臨時福祉給付金は858世帯、1,171人の申請があり、不支給決定者はゼロで、申請者全てに支給決定をしております。また、子育て臨時特例給付金では260人の対象児童に対し162人の保護者等が申請済みで、うち257児童分、159人の保護者等への支給を決定したところであり、3人（3児童分）につきましては所得超過によって不支給となりましたが、対象者への支給率は100%となっております。

次に、国民健康保険の関係であります。去る11月24日に後志広域連合の第2回定例会が開催され、平成26年度の各会計決算が認定されております。平成26年度国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、歳入決算額93億1,777万1,825円に対し歳出決算額が89億4,202万8,011円となり、歳入歳出差引額の3億7,574万3,814円は翌年度へ繰り越すことで決算が承認されており、これに伴う平成26年度の分賦金の精算による本町への還付金につきましては4,850万5,216円となっております。なお、内容につきましては国保会計補正予算上程の際に詳しく説明させていただきます。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。まず、ひとり暮らし高齢者等にかかわる除雪サービス事業につきましては、去る11月17日に地域ケア会議を開催し、前年度実績より3世帯少ない（前年度1次決定より1世帯増）の30世帯について1次決定をしたところであります。

次に、地域医療の確保についてであります。平成25年4月、小樽掖済会病院から病床廃止の通知を受けて以後本町地域医療の現状と将来の方向性をまとめた古平町地域医療推進方針を策定し、平成28年4月からは町立診療所としてその運営を委託すべく道内の社会医療法人など有床診療で7法人に、また無床診療で1法人に協議するも、誘致が成立せず、困難をきわめておりましたが、町立診療所開設まで半年を切った10月中旬から協議を重ねてまいりました宮城県医療法人恵尚会との間で今般大筋合意に至ったことから、正式な手続を進めてきたところであり、当該法人を平成28年4月からの町立診療所運営にかかわる管理者として指定いたしたく本定例会に提案をしております。当該法人の地域医療に対する理念や方針は、去る10月23日に開催された議会全員協議会での概要説明や12月2日の佐呂間町への議員行政視察でおおむねご承知のこととは存じますが、上程の際にはよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、町立診療所開設までの準備期間が残すところ4カ月を切っている中、急ピッチでさまざまな手続を進めている状況でありますので、

何とぞ事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、町立診療所開設にかかわる準備経費につきましても補正予算に計上しておりますので、あわせてご審議賜りたいと存じます。

次に、各種予防対策であります。例年実施しております高齢者のインフルエンザ予防接種につきまして、11月末現在における予防接種法の定期二類に該当する65歳以上高齢者にあつては、対象者1,404名の約36.5%に当たる512名の方が接種を終えており、また重症化の予防と家族や身近な所属集団での蔓延予防のため若年層を対象に町単独事業として実施している任意接種にあつては、対象者328名の約44%に当たる144名の方が接種を終えております。さらに、昨年度から定期予防接種に追加された高齢者肺炎球菌予防接種であります。11月末現在において接種を終えている方が8名と、対象者269名の約3%にとどまっている状況にあり、定期予防接種の対象とならない65歳以上の方を対象に町単独事業（半額助成）として実施している任意接種にありましても9名の方の接種にとどまっていることから、当該ワクチンの免疫効果が1回の接種で5年以上期待できることから、本町の高齢者にあつては既に（5年以内）任意で予防接種を済まされている方が多いと思うもので、昨年と同様の見解であります。

次に、秋期住民セット健診につきましては、昨年同様11月8日から2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した結果を別表に示しているとおり、71名（前年比27名減）の方が受診され、春期と合わせ200名（前年比31名減）の方が住民健康診査を受けられております。また、特定健診を受けられた41名のうちメタボ基準による該当者が8名、予備群が1名で、特定保健指導対象者は積極的支援が3名でありましたが、春期と合わせますと受診者121名のうちメタボ基準による該当者が22名、予備群が12名で、特定保健指導対象者は積極的支援が5名、動機づけ支援が5名となっております。この結果、古平町におけるメタボの状況について、該当者では男女ともに全国水準を上回っておりますが、予備群では男女ともに全国水準より下回っている状況にあります。なお、秋期健診者に対する事後指導につきましては、医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を12月9日に実施したところであります。

12ページに参ります。続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係であります。作況につきましては、9月定例会でお伝えしたとおり、水稲、畑作ともに平年並みの収穫量でありました。また、冒頭申し上げましたTPPについてであります。9月30日から10月5日まで米国アトランタで行われたTPP閣僚会合においてTPP協定交渉が大筋合意に至った関係情報が公表されました。政府においては11月25日に総合的なTPP関連政策大綱を取りまとめたところではありますが、TPPの合意内容の農林水産物については時間をかけて関税削減や輸入枠増となるものがあり、地域の農林水産業などへの長期にわたるさまざまな影響が懸念されており、農林水産業者を初め地域における不安と懸念の声はいまだ払拭されていない状況であります。このため今後はこうした不安や懸念を払拭するべく経営安定対策や地域社会の活力を維持増進していくことができる万全の対策が強く求められているのであります。

次に、林業関係であります。去る10月24日に歌棄地区に林業専用道鼻垂石線付近において植樹祭を開催し、東しゃこたん漁協や自然を守る会のメンバーなど約70人の手によってアカエゾマツ400本の苗木を1時間ほどかけて植樹することができました。森林は多面的な機能を有しており、川や

海にも恵みをもたらしてくれるものであることから、今後も毎年続けていくべき活動であると考えているところであります。

なお、工事関係では、町発注工事で平成23年度から行ってきております林道チョコペタン線小規模林道整備事業の本年度工事は、去る11月20日に完了いたしております。

次に、水産関係であります。道の日本海漁業振興緊急対策事業の一環として東しゃこたん漁協浅海部会が事業主体となって行っているキタムラサキウニの海中かご養殖実証事業につきましては、去る11月13日から古平漁港内で開始したところであり、町としましてもこの事業が拡大することによって漁業者の所得向上につながり、磯焼け対策としても有効なもの大いに期待をしているところであります。なお、11月末現在での古平地区の水揚げであります。昨年自主休漁していたスケトウダラ刺し網漁業が再開したものの、全体数量では165トン減の2,098トン（前年同期比7.2%減）、金額では525万円減（前年同期比0.5%減）となっており、魚種別ではカレイ、ヒラメ、エビが数量、金額ともに大きく減少しております。

また、工事関係であります。北海道開発局発注のマイナス4.0メートル岸壁の機能保全のための改良及び斜路の改修工事の進捗率は12月8日現在で97%となっており、町発注工事の群来船揚げ場波除堤改良工事につきましては、岩間工業株式会社が1,900万円で受注して、工期を来年の3月11日までとし、その進捗率は同38.6%となっております。

次に、水産加工関係であります。懸案でありました古平町水産加工業協同組合所有の冷凍冷蔵庫につきましては、10月29日付で本町への所有権移転手続を完了したところであり、本町の水産加工業の振興を図ることを目的に、さきの定例会で議決をいただいております古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例に基づき、当該施設を東しゃこたん漁協へ無償で貸し付けしたところであり、ます。

次に、商工関係であります。プレミアム商品券の販売につきましては、6月定例会でもお伝えしたとおり、第1弾目が5月28日をもって完売し、今年度第2弾目につきましても9月30日に3,000セットの販売を開始して、10月14日には完売し、5,000セット全て総額6,000万円分の商品券が出回っており、少しでも町内経済の好循環につなげればと期待するところであり、今後におきましても町内経済の底上げを目的に、引き続き実施してまいり所存であります。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の11月末における利用者総数は前年同期比1.4%減の4万4,398人となっており、冬期間はさらに減少することが予想されることから、指定管理者においては本年度も閑散期の独自サービスとして10月と1月に利用期間限定割引定期券を発行したり、間もなく冬至を迎えて寒くなるこの季節、ちょうど本日の実施と相なりましたが、ユズ風呂の提供サービスなどを行っており、町といたしましてもPRに努めながら集客増を図ってまいり所存であります。

また、家族旅行村とあいらんど広場パークゴルフ場につきましては、それぞれ今年度の営業を既に終了しており、10月12日に終了した家族旅行村につきましては対前年比1.4%増の3,183人の利用者数で、ほぼ横ばいの結果となり、11月3日に終了したパークゴルフ場にあつては対前年比12.8%減の3,579人と、依然として減少傾向に歯どめがかからず、非常に苦慮している状況にあります。な

お、これらの施設につきましては、ご承知のとおり、老朽化が著しいことから、年次計画を立てるなどして、逐次予算の範囲内で施設整備を進めながらサービス向上策を練り上げ、集客増を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成27年度公共工事の発注状況及び11月末時点での進捗状況であります。まず国の工事であります国道5号新忍路トンネル掘削工事は、平成29年2月までを工期として、その進捗率は84%となっており、株式会社福津組が受注している国道5号余市栄町フゴッペトンネル海側のり面工事につきましては27%の進捗率となっております。

次に、道の工事ではありますが、古平川流下阻害解消工事は、余市川ほか改修工事として発注され、古平大橋から古平中学校体育館までの275メートル区間の堆積土砂7,320立米を掘削するもので、10月20日に和田建設工業株式会社（余市町）が7,246万8,000円で受注し、工期を来年3月22日までとして、その進捗率は4%となっております。また、9月1日に藤信建設株式会社（倶知安町）が受注している丸山川砂防工事につきましては50%の進捗率となっており、上記以外の主な工事につきましては以下のとおりであります。

次に、町の主な工事等ではありますが、公営住宅関係の栄団地4棟16戸の屋根ふきかえ工事につきましては有限会社坂本建設と有限会社ヤマチ伊藤建設において予定どおり完了を見ており、株式会社福津組が受注している清川団地1棟4戸の建てかえ工事につきましては80%の進捗率となっております。

また、道路事業関係では、11月17日に除雪ドーザーが納入されて、既に稼働しており、その他の主な工事の進捗状況につきましては以下のとおりであります。

なお、住宅リフォーム補助金につきましては、12月10日現在での申請件数が11件、補助金額は265万9,000円（前年度比267万9,000円減）となっております。また、地方創生の先行型事業として予算かしておりました移住、定住促進を目的とした民間賃貸住宅建設費支援事業につきましては、その申請があったものの、その後に申請辞退があり、今年度の建築実現は断念せざるを得なくなったところであります。

次に、旭化成建材の不正を発端とした基礎くいデータ流用問題が大きな波紋を広げている中、旭化成建材以外に不正を認めたジャパンパイル株式会社が本町の水産物流通荷さばき所（平成25年度完成）のくい工事にかかわっておりましたが、工事監理のぎょれん設計センターと工事元請の田中・小田嶋共同企業体からはデータ流用等の不正がなかったことの報告を受けているところであり、この問題につきましては今後も国や道の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

ことしも残すところ半月となりましたが、ここ1週間ほど暖気が続いて、春を思わせるような天候で、少し気も緩みがちであります。しかし、この後は厳しい寒気が入ってくる予報であり、備えだけはしっかりとお願いしたいと思っております。

去る11月18日、例年どおり全国町村長大会がNHKホールで開催されましたが、安倍総理の欠席する中で少し盛り上がりや欠いたものの、時の人である石破地方創生担当大臣は昨年同様張り切っ

て挨拶をされておりました。また、同21日には東京ふるびら会が開催され、初めて参加される若い方もふえて、総勢40名を大きく超えるふるさと会となって盛り上がり、今回は講演ではなく、町長とのQアンドAで熱が入り、懇親会の時間に食い込んでしまいました。皆さん熱心に聞いておられました。

年末を控え、国内外で2つの大きな協議が続いておりました。1つは政府与党が平成29年4月からの消費税率10%への引き上げと同時に導入する軽減税率の対象品目についてであります。自公の幹事長レベルで精力的に協議を続けてきた結果、去る12日、約1兆円規模の代替財源の協議を先送りした上で、酒類と外食を除く食品全般とすることで大筋合意に達したところであり、また、パリで開かれていた温室効果ガスの削減を目指すC O P 21は、今世紀後半に排出量をゼロとすることで世界が合意したということでもあります。

目下地方創生総合戦略を見据えながら新年度予算の編成作業を進めているところであり、当面する町立診療所にかかわる財政課題や老朽施設の維持問題など課題は山積しておりますが、一歩ずつ解決してまいりたいと考えているところであります。

町民の皆様にとって、来る年がよりよい年となりますよう祈念いたしますとともに、議員の皆様には町政へのさらなるご理解となお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

**○議長（逢見輝続君）** 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

**○教育長（成田昭彦君）** 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し心より感謝申し上げます。

平成27年第4回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、文部科学省が小学6年、中学3年を対象に4月に実施した2015年度全国学力・学習状況調査の管内別平均正答率が道教委から公表され、後志は小学校国語Bで全道平均と同率でしたが、ほかは全科目、全道平均を下回る結果でありました。古平町の結果については数値的な公表はしませんが、相変わらず家庭では勉強よりもテレビ、ゲーム、スマホに費やす時間が長く、睡眠時間を削って行っていることがうかがわれ、内容について保護者や地域住民に対して域内の教育及び学校の説明責任を有していることを考慮し、12月の広報を通じてお知らせしたところでございます。

10月4日に全校テーマ「S P I R I T」のもとに第68回古中祭、18日に古小学芸会が行われ、子供たちは緊張の中にも練習の成果を十分に発揮できた舞台となりました。昨年より日曜日に実施することとなった古中祭には今までにない120名を超える保護者や地域の方々にごらんいただき、各学級でつくり上げた学級ステージや全校合唱は全員が力を出し切ったという印象を与え、最後の実行委員長の全校生徒に感謝する言葉は学校祭の成功を象徴していたように思われます。

中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する合理的な物の見方、考え方、判断力を育て、意見を堂々と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることを目的に例年行われている

後志中文連北地区弁論大会が去る10月19日に余市西中学校で開催され、本校からも校内弁論大会で選出された2名の生徒が出場し、2年の藤野未来さんが「あいさつ」と題し熱弁を振るい、3位1席の成績で後志大会へ出場しましたが、入賞には至りませんでした。また、後志英語暗唱大会に出場した3名が優秀賞、ユネスコ英語祭では小樽市長賞に、税の作文コンクールでは北海道間税会連合会長賞、余市税務署長賞を受賞するなど文化面での活躍が目立ちました。

10月1日に平成28年度古平小学校へ入学予定児童の就学前健康診断を行い、21名の児童が受診いたしました。該当児童のうち20名が幼児センターみらいへの入所児童であります。

10月31日、中学校体育館で第40回古中吹奏楽部定期演奏会が開かれ、これまで土日、祝日もいとわず練習に取り組み、札幌地区コンクール銀賞という形で見事に花を咲かせたその実力で、演奏会を3部構成に分けて進め、「カルメン」組曲から始まり、幅広いジャンルの曲を10曲披露し、会場に集まった100名を超える観客の方々からたくさんの温かな声援をいただきました。

地元の基幹産業の漁業に親しんでもらおうと、ことしで7年目となる漁師さんの出前授業が11月17日の5、6時間目に1年生を対象に行われ、東しゃこたん漁港の施設や実際のカレイやエビ、ウニ漁や競り等の様子をおさめたDVDを鑑賞し、網やエビかごに実際に触れながら説明を受け、その後調理室でその日の朝にとれたタラのフライづくりに挑戦していました。

11月1日に举行された古平小学校開校140周年記念式典には、議員皆様方には何かとご多用の中ご出席賜り、ありがとうございます。式典のためにご尽力いただいたPTAの皆様の協力もあり、おかげさまで成功のうちに終了することができました。最後の全校合唱、「学校坂道」では、精いっぱい歌っている子供たちの姿に思わず胸が熱くなって、涙をためていました。なお、記念誌の発行につきましては、当日の式典の様子も掲載し、今月あたり関係者に配布する予定と伺っております。

中学校では、11月25日の5時間目に情報処理教育センターから講師を招いて、携帯電話、インターネット安心講座を開催し、実際にインターネット投稿された写真をもとにしながらその問題点について生徒同士が話し合いをし、また個人情報簡単に入手してしまう巧妙なサイトの仕組みを画面を順に動かしながら一つずつ確認することができ、インターネット上のさまざまな危険から自分を守るためのよい機会となりました。なお、全校生徒を対象にしたアンケートでは、携帯電話の所持率が75%となっております。

7月に行われた小樽地区各高校説明会を皮切りに、11月30日からは保護者、担任、本人の3者面談が行われるなど、いよいよ中学3年生の進路指導の話し合いが始まってまいりました。今後の日程については、平成28年度道立高校入学選抜試験が3月3日、合格発表日が3月16日の予定となっております。

12月14日に後志教育局長、次長ほか人事担当職員が来館し、来年度に向けての教職員人事協議が行われ、いよいよ年明けから人事作業が始まってまいります。今後の人事日程作業については、次のとおりでございます。

児童生徒が楽しみにしている冬季休業は、小学校が12月26日から1月18日までの24日間、中学校が12月23日から1月14日までの23日間となっており、この間小中ともに教職員の協力を得て補習授

業を取り入れてまいります。特に中学校3年生については、12月と1月に分けて受験に向けての日程が組まれております。

次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。古平町文化団体連絡協議会が主催する第41回文化祭作品展示会が10月21日から25日までの5日間、文化会館太陽ホールで開催され、8団体、14個人から370点の出展があり、期間中306名の方々の来場がありました。また、毎年11月3日の文化の日に行っている第48回文化祭発表会も、加盟10団体が日ごろの練習の成果を披露され、天候にも恵まれ、300名近いお客様に入場いただき、出演者に温かい声援が送られておりました。

集中できる学習環境の提供と支援を行うことにより、家庭での学習習慣と基礎学力の定着を目的に行っている放課後ふるびら塾には42名の児童が登録し、毎週木曜日に文化会館で低高学年別に3名のボランティアの方から指導を受けており、11月までの参加者数は延べ647名であります。また、児童の基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に、ふるびら通学合宿を本年度も11月9日から3泊4日の日程で漁港会館を会場に行い、19名の児童が参加しました。これが家庭に戻ってからも継続できるよう後志教育局から講師を招き講演いただき、参加した保護者の方々と日ごろの子供たちの生活状態について話し合いが持たれるなど内容のある合宿となりました。また、例年実施に当たっては、夕食の準備を古平町食生活改善推進委員会のお手伝いをいただくなど、ボランティアの方々の協力をいただいております。これが地域全体で子供たちを育てる体制づくりの契機になればと期待するところであります。

40回目を迎えた古平ロードレース大会は、10月12日の体育の日に行われ、1,158名の参加がありました。当日は雨模様の天候で、受け付けやレセプションをBG体育館で行うなど、てんやわんやの大会運営となりましたが、事故もなく無事終えることができました。議員皆様にはお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

郷土の古民具等文化財については、花の木幼稚園の解体から旧古平高校体育館へ保存しておりましたが、このたび旧武道場への運搬、陳列が終了し、11月19日に教育委員に、去る12月11日には議員皆様に行政視察いただいたところであります。今後管理運営についての詳細を定め、広報等を通じて町民への周知を図っていきたいと考えております。

青年層の交流を図るため、町内や近隣市町村におけるさまざまな業種の人材交流促進と地域の活性化や地域課題の解決等に向けた活動を行い、地域社会に貢献することを目的に異業種交流会が町内に勤務する若者18名をもって結成され、7月24日にメンバーの自己紹介を兼ねて設立総会を開き、その後本年度はどのような事業に取り組んでいくかの話し合いがあり、古平d e異業種交流会を行うことを決定し、去る12月5日に文化会館において開催いたしました。当日は町内外から男女各9名が参加し、非常に盛り上がった交流会となり、反省会では実行委員会からこのような事業を今年度限りで終わらせないで、来年度以降も継続していきたいという意見が出されておりました。

平成28年の成人式の実施に向けて12月1日に成人者代表者会議を開催し、平成28年古平町成人式を明年1月10日午後2時より文化会館において挙行することに決定いたしました。本年度の対象者は13名と例年に比べて少ない人数で、寂しい式典となることが予想されますが、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年に励ましをいただきたく、議員皆様には何かとご多用の

こととは存じますが、ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第49号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第49号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 議案書の1ページでございます。ただいま上程されました議案第49号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、歳出では大きなもの、町立診療所の開設の準備経費、またふるさと寄附金に対し、予想外にふえているということで、その増額補正が大きな金額のものでございます。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,368万2,000円を追加して、総額を39億6,792万4,000円とするものでございます。

補正後の金額等につきましては、第1表、2ページから3ページについて記載してございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、既定の予算に178万7,000円を追加して、1,713万4,000円とするものでございます。右に移りまして、9節、特別職の旅費でございます。町長の出張が年間でふえてございます。予想としては年間94回ということで、前年は82回ということでした。前年の実績の金額はここに記載してございませんが、88万3,000円ほどかかっておりましたので、それを見越しまして16万4,000円を増額するものでございます。12節、郵便料と郵便局の窓口納付の手数料についてそれぞれ増額するものでございます。これにつきましては、ふるさと寄附金の部分がふえていると。寄附なされる方で、申込書をその方に送ったり、そして納付申込書を送りまして、またそれが戻ってきて、納付書を送ると。そして、お金が、寄附金が入ってきたら受領証明をするというような、そういうような何回かございます。ただ、クレジット払いの場合はそういう最初の申込書とか省略されますけれども、その関係でふるさと納税ふえているという関係で郵便料を154万8,000円増額したいものでございます。また、納付書で郵便局で窓口納付するのは町持ちでございますので、1件納付書当たり30円なのですけれども、件数がたくさんありますので、ここで7万5,000円ふやしたいと思っております。

続きまして、5目財産管理費、既定の予算に108万6,000円を追加しまして、8,022万1,000円とするものです。11節で修繕料、役場の裏にあります石蔵の部分、石蔵の2階の壁がかなり腐って、壊れかかっておりましたので、その部分直しております。それに16万円かかっております。今後の庁舎内のストーブの修繕だとかも見込みますと現計予算では足りないということで、ここで21万円増額させていただきたいものです。14節、コピー機の使用料、またカラーコピー機の使用料、前年よりも結構ふえてございます。そして、やっぱりふるさと寄附金の部分もふえているので、その関係

でばんばん紙をコピー、使っておりますので、コピー機のほうを65万1,000円、カラーコピーのほうを22万5,000円増額したいと考えてございます。

7目電算管理費、既定の予算に137万3,000円を追加して、6,482万3,000円とするものです。13節でウイルス対策のソフトウェア更新業務委託料、これ新しく設けてございます。128万3,000円。現在あります対策ソフトよりも多機能なソフトに取りかえようということで盛ってございます。その下、後志広域連合の連携データの改修業務委託料、これも新しく見ております。28万9,000円。広域連合のほうで番号制度に対応できるようにするために各町村のほうのコンピューターのほうも直してくださいということで、町のほうでもこの経費をかけて、連携データに滞りなくつなげるようにするものでございます。その下の14節でウイルスチェックソフトの使用許諾料19万9,000円計上しておりましたが、これをそっくり落とすものです。これは、先ほど申した新しいソフトを入れるということでこの部分、現在の部分は落としていいということで減額してございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、既定の予算に103万7,000円を追加して、1,268万8,000円とするものです。18節、マイナンバー住所の印字プリントシステムの機器の購入費、新しく設けてございます。町長の報告にもございましたように、計上してございます。何に使うかといいますと、通知カード、紙のカード、また来年1月から申し込みしてくれた方に個人番号カード、これかたいカードです。それに住所を印字するものでございます。通常転入してきた方とか、あと町内でも転居をすると、そしたら住所が変わりますので、印字するものでございます。

続きまして、7項2目地方創生先行型対策費、新しく設けてございます。1,016万4,000円、こちらにつきましてはこれまた町長の行政報告にございました民間賃貸住宅のほう申請なされて、ただ辞退なされたということでちょっと1,000万円浮いてございます。この部分、繰越明許費の予算でございましたが、繰越明許費はもう変更することできませんので、今年度の予算に1,000万円をどんと振りかえて、のせたいと考えてございます。内容としましては、13節で空き家管理システムの導入等委託料、空き家は、全国的な問題になってございます。やる仕事としましては、空き家の調査、そして調査した後、それを地図化、画像化にしたいと考えております。そういう管理のシステムも構築したいということで390万円のせてございます。19節では、高圧殺菌装置の購入事業補助金、事業主体は漁協の生産部さんということで、既存の機械の部分の更新でございます。スチーム高温高圧蒸煮装置1台分の値段626万4,000円をのせてございます。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算に74万4,000円を追加して、1億3,297万8,000円とするものでございます。28節で国保会計に対する職員給与費の繰出金74万4,000円を増額しております。国保会計では、職員2名分を見てございます。そのうち1名、人事異動がありまして、少し年配の職員にかわったということで、それに対応する金額を計上してございます。

続きまして、8目介護保険費、既定の予算から1,217万6,000円を減額して、402万7,000円とするものでございます。28節で介護保険のサービス特会への繰出金を全額落とすものでございます。これについては、介護サービスの26年度の決算で余剰金が1,637万円ほど出ております。ということで、一般会計からことし考えておりましたこの繰出金の金額、ゼロにしてよいということで皆減させてございます。

ページめくっていただきまして、8ページ、9ページです。4款1項1目、既定の予算に6,673万1,000円を追加して、3億2,442万1,000円とするものでございます。12節、13節、新しく設けてございます。まずは、12節で診療所を開設するために手数料がかかるということで、許可申請や検査申請など4種類ございます6万3,000円、手数料の金額です。そして、13節で開設準備の委託料につきまして6,666万8,000円のせてございます。説明資料用意してございますので、ごらんください。説明資料の1ページです。積算の内訳を載せてございます。事業内訳、科目として区分で11項目載せております。まず、医師の給与費、医師2名分、1月から3月までの3カ月ということで1,500万円、また看護師の給与費、2名分、3カ月、240万円、職員の移転費、引っ越し代です。4名です。4世帯分と考えて200万円、また医師の仲介費ということで、お医者さん1人はめどついているのですが、もう一人というのも仲介料というのはかかるらしいので、年間報酬の30%ということで900万円、車両費100万円、広告宣伝費、ホームページの開設や新聞広告、また求人広告を出すということで100万円、通信費5万円、住宅借り上げ費100万円、あと事務用品が50万円、そして本部管理費1,120万円、本部移動費用、会計士、弁護士、社会保険労務士等の費用と聞いてございます。そして、システム構築費、電子カルテです。その部分で2,351万8,000円、合計6,666万8,000円でございます。

それでは、9ページにお戻りください。済みません。ちなみに、この金額につきましても、支払時期につきまちはまず概算として7割を支払う、この金額の7割をまずお願いして委託概算払いをして、最後に精算するということで、この金額よりも少なくなる可能性もございます。そういう感じで、最初から全額やるものではなくて、7割を委託すると、委託料で最初払うと考えてございます。

続きまして、6款1項2目農業総務費、既定の予算に24万9,000円を追加して、140万3,000円とするものです。12節でエゾシカ駆除処分料24万9,000円です。農作物の被害の対策ということで考えてございます。予定としては、年明け2月ごろに頭数20頭ぐらいでということで計画されております。処分の費用の内容としては、処分場、倶知安町にございますので、そこまでの運搬費と倶知安での処分費ということで、この金額です。

続いて、7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に5,309万9,000円を追加して、2億3,388万7,000円とするものでございます。11節、12節、新しく設けております。印刷製本費で11万3,000円、返信用の封筒を印刷するものでございます。ふるさと寄附金関係です。そして、郵便料、こちら料金受取人払いで来る郵便料をこちらで見えております。先ほどの総務費で出したり、こっちで出したりということなのですけれども、少しくやっつけて分けてございます。続いて、13節、ふるさと納税贈呈品の委託料5,194万円の追加でございます。行政報告でもございましたように、件数で1万8,000件、2億5,000万円に達してございます。今後を見込みましてふやすものでございます。寄附金としましては、歳入でご説明しますが、寄附金の増額が7,420万円であろうということで、その7割分ということで5,194万円の増額でございます。14節、ヤフーの公金支払いシステムの利用料でございます。クレジット払いで申し込んでくださる方にヤフーに対して1%の利用料を払ってございますが、その分増額に対応させております。

続いて、9款1項1目消防費、既定の予算に214万5,000円を追加して、1億7,821万2,000円とするものでございます。19節で消防組合への負担金でございます。

11ページ、12ページごらんください。常備消防費で214万5,000円の増額でございます。まず、3節で職員手当118万7,000円の増額でございます。職員のうち1名結婚いたしまして、子供も生まれてございます。その部分での増額が主なものでございます。続いて、11節の需用費で消耗品費74万6,000円、そして18節の備品購入で被服購入ということで21万2,000円計上しております。まず、2つありますが、1つ目、職員が12月で1名退職します。そして、その穴埋めといたしますか、来年の2月に1名採用予定でございます。その方に対する制服などの金額が46万円ほど消耗品から出します。そして、備品購入のほうから防火の服、上下ほか、いろいろ一式21万1,000円ほど、21万1,680円も考えてございます。そして、消耗品費のもう一つの理由で、28万4,000円ほどガス防護服を買いたいと思っております。9月に歌棄のほうで発生しました硫化水素ガスの事故がございました。そういう商店街のことも考えられるので、一度あったので、用意をしておくということで4人分、ガス防護服4着、防護手袋4双、防護ブーツ4足ということで28万4,000円と考えてございます。

消防終わりました、戻りました、8ページ、9ページです。10款3項1目学校管理費、既定の予算に98万1,000円を追加して、1,531万7,000円とするものです。11節、修繕料で同額計上してございます。中学校の屋上のかさ木が10月8日の暴風で飛んでしまいました。その部分で、長さ的には47メートルぐらいかさ木の修繕をするということで、既存の修繕料、需用費で出しておりましたが、今回改めてのせさせてもらうものでございます。

13款1項1目基金費、既定の予算に6,646万2,000円を追加して、1億8,089万円とするものです。25節で基金関係3本ございます。財政調整基金につきましては、前年度の純繰越金の2分の1を下らない金額、半分以上を積みなさいということに地方財政法でなっておりますので、それを積むものでございます。2行目、ふるさと応援基金の積立金は、まず寄附金について7,420万円ふえるであろうと。そして、先ほど申しました商工費のほうで、がんばろうで5,309万9,000円使っておりますので、差し引き2,110万円ほど増額するものです。最後の高齢者福祉施設の建設基金積立金につきましては、この基金条例については9月の定例会で議決いただいております。広域連合で介護保険やっておりますが、古平町分の介護保険の基金が、全町村精算するというので戻ってきます。その金額を丸々ここに1,393万円積みさせてもらうものでございます。

それでは、歳入のほうご説明いたします。4ページ、5ページです。13款2項1目総務費補助金、既定の予算に1,000万円を追加して、2,294万1,000円とするものでございます。2節を新しく設けてございます。歳出のほうでご説明したように、民間賃貸住宅の部分でございますが、それ不調に終わったということで、今回ここで27年度予算として計上するものでございます。1,000万円をのせております。

続いて、16款1項1目寄附金、既定の予算に7,420万円を追加して、3億1,270万1,000円とするものでございます。1節でふるさと応援寄附金に対して、11月で補正したばかりですけれども、またもっとふえて、実績が多いので、ふやさせていただくということで、補正後3億1,270万円ということで考えてございます。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、現在ゼロでございますが、3,250万円追加するものでございます。財調につきましては、この会計の財源調整をさせてもらっております。当初予算では7,600万円組んでございましたが、6月、9月と変更いたしましたので、今回少し足りないということで3,250万円のせさせてもらっております。

続いて、18款1項1目繰越金、既定の予算に6,285万1,000円を追加して、6,285万2,000円とするものでございます。1節前年度繰越金、先月の臨時会で決算認定いただいておりますので、繰越金6,285万2,190円、それに見合う増額補正でございます。

19款4項2目雑入、既定の予算に1,413万1,000円を追加して、1億1,021万3,000円とするものでございます。1節、まずその他収入は財源調整でございます。20万2,000円。そして、後志広域連合の介護保険基金町村負担金の返還金ということで、先ほどの歳出の基金費のほうでも申し述べた金額でございます。今回介護保険連合としては16町村保険料統一をしたということで、この際ばらつきのある町村の基金を戻す、精算するというので古平町はこの金額返ってくるというものでございます。

以上、提案の理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 補正予算の説明が終わりましたけれども、ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（逢見輝続君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計補正予算の質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

○3番（真貝政昭君） 9ページになります。町立診療所の開設に関して積算内訳が資料で出ていますのでけれども、この資料で伺いたいのですけれども、平成28年1月から3月までの3カ月分としての積算内容になっているのですけれども、この中で通年でかかる費用、その項目は科目ではどこになるでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今のご質問はこの開設準備経費で通年としてかかる経費はどこになるのかというご質問かと思っておりますけれども、まず今回積算しているものについてはあくまでも開設準備経費として設けておりますが、開設後もかかわってくる経費としては医師の給与がかかわってくるかと思っております。あと、看護師の給与もかかわってくるかと思っております。あと、車両費、道内の移動費用、これについても来年4月以降も経費としてかかってくるものと思われまます。あと、広告宣伝費のホームページの開設部分でも多少の経費がかかってくるかと思っております。あと、求人広告等についても多少なりかかってくるもの、それから通信費の中で電話、インターネット回線も、とりあえず今開設準備室としては地域福祉センターの会議室を一部占領して開設準備を行いますけれども、来年4月以降はこれらのものが病院のほうに移って、かかってくる経費かと思っております。あと、住宅の借り上げについても4月以降また新たにかかってくるかと思っております。あと、事務用品のパソコン、プリンターの経費なんかもかかってくるし、本部管理費もそうですし、あとシステム構築

に当たってはこの開設準備経費の中で構築されていきますけれども、その後の使用料等については4月以降もかかっていくかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 本部管理費については、この3カ月分というふうに積算されていますけれども、単純にこの4倍年間としてかかるというふうになっていくのですか。

それと、今回の補正予算では、この財源を全て一般財源として計上しているのですけれども、通年で動きますと、やはりこの一般財源で全てというふうになるのでしょうか、それとも起債で交付税措置される過疎債だとか、そういうのを使ってやる部分というのは予想されてはいないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 本部管理費については、やはり本部でも、診療所のみで完結できない部分もございますので、本部経費というのもかかってきますし、あと会計士、弁護士、労務士等もかかわってきますので、単純にこれの4倍になるのかということに対しては今ちょっとお答えはできませんけれども、ある程度この今回の積算というのは上限的な積算のされ方をしています。これが今回の約6,600万円というものが必ずしもそれまでかかるとは限っておりません。例えば医師報酬、今1名の方についてはもう決まっておりますが、もう一名の方については今交渉段階に入っているという情報は受けております。その方、実際にこちらに勤務されなくても、押さえるための手付金とっていいのでしょうか、既に決まった段階でそれなりの報酬は発生してくるので、この金額が単純に、3カ月だから、4倍すればそれでいいのかということにはなっていないのかなとは思っております。何とも言えない経費かと思っております。

（「財源」と呼ぶ者あり）

○財政課長（三浦史洋君） 診療所の財源ということで、準備経費ということではなく、4月からのということでお答えします。

まず、診療所を運営するという事で交付税の部分、普通交付税と特別交付税合わせて3,000万円ぐらいだろうといろいろ調べて考えております。そして、過疎債のほう、過疎振興に資するという事で、地域医療の確保ということでどのようなものが該当になるかというのを今後振興局と協議をして煮詰めていきたいと考えてございます。今の段階、どのようなこまごまという経費がかかるというものがございませぬので、まだ協議はできていないところでございます。

○8番（高野俊和君） 今お話に出ましたけれども、この金額、ざっと3カ月で計算すると医師に250万ということになると思うのですけれども、これ確保するための給料はかなりかかるのだなというふうに思いましたけれども、今課長説明しましたけれども、1名は前のときにも常勤は決まっていると。もう一人に関しては、常勤になるのか輪番制になるのかよくわからないと。それが現在では決まっていなくてもという話でしたけれども、これも1人分が750万で、あとの750には輪番制でたとえ2人、3人になっても、それ1人と計算してのこの金額なのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この積算は、あくまでも2名の医師が開設準備にかかわるということで積算されております。今決まっているのは、1名の医師は決まっております、年明け早々からこちらの開設準備室に勤務していただくことになっております。もう一名については、常勤ということで今交渉段階に入らせていただいておりますので、その方の経費として積算がされてお

ます。

○8番（高野俊和君） そしたら、可能性としては輪番ということではなくて、2人常勤のお医者さんがそろうという可能性はかなり高いというふうに考えていいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 町としては、2名体制でお願いしますと強く要望しております。それに答えるように法人のほうでももう一名の医師について今一生懸命交渉をしていただいております。

○4番（岩間修身君） 来年度早々から医師来て、準備にかかるというのですけれども、先般視察に行ったときに、3月いっぱいまで掖済会やると。次4月1日からできるかといったらそれはできないのではないかと。そういうのは私もそう思いますけれども、準備して、その間、1カ月になるか、2カ月になるか、その辺課長のほうでどう捉えていますか。

それと、例えば1カ月間診療所が開設できないと、2カ月間できないと、そんな場合にはどうするかちょっとお伺いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいまのご質問、一般質問のほうでも出ているのですけれども、若干私のほうからご説明いたします。

まず、皆さんに行政視察していただいた佐呂間町の実態としては、2カ月間の休診期間を設けて新法人に移行しているという経過がございました。うちの町立診療所の事業計画として法人から出されているものについては、約1カ月間で何とかしたいというような計画が出されております。当町としては、外来、入院両方ございますけれども、できるほうから極力早く開始をしてほしいという交渉を継続して続けていきたいとは思っております。

あと、どうしても休診期間というのは、期間は今ははっきりとはお答えできませんけれども、多少なりは確保しなければならないとは思っております。そういった中で、今後開設準備期間中に現在おられる医師と新しく来られる医師との間でいろいろな引き継ぎのお話がされていく中の一つとして薬の問題だったりだとか、あと休診期間中どちらの病院にお願いしていくのかとか、そういう話し合いがされていくかと思っております。あと、ほかの病院の協力を得ることについては、私どものほうでも深く関与して行って、近隣の医療機関とも連携をお願いしていこうと思っております。

○4番（岩間修身君） 視察に行ったときに佐呂間町の町長もかなりの熱弁振るって、苦しい状況を説明しておりましたが、町長も保健福祉課長も大変だと思います。それで、町民に喜ばれるような体制でもって一日も早く開業できるようによろしく願いいたします。

終わります。

○9番（工藤澄男君） 関連なのですけれども、看護師についてちょっと説明をお願いします。

ここに2名となっておりますけれども、この2名の方の内容と、それからもう一点、住宅の借り上げで4世帯分とありますけれども、これは医師2名と看護師2名の分と見ていいのか、そしてこの4世帯というのは個人住宅4世帯分という意味でいいのかお答えください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、看護師の給与、これ看護師2名分とございますが、この2名は現在法人というか、佐呂間の診療所に勤めておられる看護師がもう既に決まっている医師について一緒にこの古平町立診療所の立ち上げをしていただけるという方です。1人は30代の男性看護

師、もう一人も30代、たしか後半だったと思うのですけれども、女性の看護師の2名です。

それから、住宅の借り上げにつきましては4世帯分、医師2名分と看護師2名分のものでして、まず民間アパート2つについては、もう確保しております。あと、もう2つについては、まず1つについては遺言で町に寄附していただけるという住宅が1つありまして、その執行が今されているところであります。その住宅になります。もう一つについては、現在おられる医師が入っている医師住宅で、まず現在の医師住宅ともう一つ、現在町が寄附を受けるものについては、今後これらの方々に貸していくに当たって、町として無償で貸すのか有償で貸すのかということがまだ整理ついておりませんので、この経費がかかるかどうかということも未定ではありますが、基本的には担当としては現在の医師住宅については診療所と付随しておりますので、無償でいきたいなとは思っているのですが、これは内部的に今後も詰めていかなければならないということだと思っています。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第50号

○議長（逢見輝続君） 日程第5、議案第50号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第50号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,999万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億5,099万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げますので、議案16ページ、17ページをお開きください。歳入は、歳出における人件費増による職員給与費等繰入金が増額と、平成26年度の後志広域連合分賦金過年度精算還付金の増額補正でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、既定の予算に74万4,000円を追加し、予算額を1億728万7,000円とするものでございます。こちらにつきましては、歳出のほうでご説明いた

しますが、人事異動に伴う人件費増による職員給与費等繰入金の増額分でございます。

5款諸収入、3項1目後志広域連合支出金でございますが、既定の予算に4,925万2,000円を追加し、予算額を5,202万円とするものでございます。こちらは、4,925万2,113円が平成26年度の後志広域連合負担金の精算分として還付されるための増額でございます。内訳としましては、医療費分が4,588万円の減、後期高齢者支援金分が337万2,000円の減となったものであり、介護納付金分については、増額となりましたので、追加徴収となっております。こちらのほうは、歳出のほうへ計上しております。

次に、歳出のご説明を申し上げますので、議案18ページ、19ページをお開きください。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算に74万4,000円を追加し、予算額1,870万円とするものでございます。これらの補正につきましては、歳入のほうでもご説明いたしました。人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。2節給料といたしまして30万7,000円の増、3節職員手当等は27万5,000円の増、4節共済費は16万2,000円の増となっております。20ページから23ページまで給与明細書でございますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、2目広域連合負担金でございますが、既定の予算に74万7,000円増額し、予算額1億8,200万1,000円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金は、先ほどもご説明いたしましたが、平成26年度後志広域連合負担金精算により介護納付分に74万6,897円の不足が生じたため追加徴収となり、増額補正するものでございます。

4款予備費でございますが、既定の予算に4,850万5,000円を増額し、4,939万8,000円とするもので、歳入の後志広域連合分賦金過年度精算還付金4,925万2,000円から先ほどの歳出、後志広域連合負担金の過年度分74万7,000円を差し引いた額を財源調整としまして増額補正したものでございます。これは、後ほどルール計算をしまして、3月補正で整理補正したいと思っております。これらの後志広域連合の負担金ですが、去る11月24日開催されております後志広域連合の定例会において補正の決議をいただいております。なお、平成26年度広域連合分と古平町分の実質収支につきましては、11月の決算審査特別委員会で配付しておりましたA4の資料を後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第51号

○議長(逢見輝統君) 日程第6、議案第51号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第51号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,351万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げますので、議案27ページ、28ページをお開きください。こちらは、平成26年度の後期高齢者医療特別会計からの繰越金で、1万2,878円の確定により増額補正しております。

4款繰越金、1項1目繰越金、既定の予算に1万1,000円を増額し、1万2,000円とするものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げますので、29ページ、30ページをお開きください。4款予備費でございしますが、既定の予算に1万1,000円を増額し、27万円とするもので、こちらは財源調整のための増額補正となっております。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第52号

○議長（逢見輝続君） 日程第7、議案第52号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第52号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明いたします。

既定の予算に歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,469万3,000円とするものであります。

まず、歳入からご説明いたしますので、34ページ、35ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金、既定の予算から1,217万6,000円を差し引き、ゼロ円とするものでございます。これは、26年度決算に基づいて繰越金がございましたので、一般会計の繰入金を全てなくするものでございます。

次に、3款1項1目繰越金につきましては、既定の予算に1,636万9,000円を追加し、1,637万円とするものでございます。これは、26年度の決算に基づいての繰越金を計上したものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。36ページ、37ページをお開きください。まず、歳出、1款2項1目と3項1目、これあわせて説明させていただきます。2項1目については、居宅介護支援事業、いわゆる要介護度をお持ちの方のケアプランの作成担当者の人件費でございます。

それと、3項1目については、介護予防プランを作成する職員の人件費でございます。ことしの4月にこの各担当の人事異動がございまして、それぞれ交代しておりますので、そこで介護ケアプラン作成担当のほうに経費をプラスして、介護予防のケアプランのほうから経費を差し引いて、目間で移動させているものでございます。

あと、2款1項1目予備費につきましては、歳入のほうで繰越金、それから一般会計繰入金の関係から、歳入歳出の財源調整をするために、既定の予算に419万3,000円を追加し、427万1,000円とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ありません。ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、質疑途中でありますけれども、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第53号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第53号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第53号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について提案理由をご説明いたします。

平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し地方自治体は、法第9条第2項の規定により、条例を定める必要があることから、本条例案を提案するものでございます。39ページをお開きください。

第1条、趣旨では、この条例が法第9条第2項に基づいて、法に規定されているものだけの利用に関し、必要な事項を定めるものといたします。

第2条、定義では、この条例に出てくる用語、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの説明を定めるものといたします。

第3条、町の責務では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため、町の責務を定めるものといたします。

第4条、個人番号の利用範囲でございますが、法第9条第2項に基づき、個人番号は法別表第2の第2欄に掲げる事務といたします。

第2項では、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合については、この限りではないといたします。

第5条、委任では、必要な事項については町長が別に定めます。

附則といたしまして、この条例は法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行いたします。なお、法定事務以外の独自利用、または部局間での町長、教育長、教育委員会との間の個人情報を提供する場合については、条例改正が必要となります。

以上で提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第54号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第54号 古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第54号 古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明いたします。

平成27年12月20日を工期といたしまして建設されております沖町住民センターにつきましては、所在地、位置の変更がございますので、提案をするものでございます。41ページをお開きください。

議案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例（平成8年古平町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「沖町15番地1」を「沖町13番地16」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月6日から施行いたします。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 古平町地区住民集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第55号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、議案第55号 古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第55号 古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

ページめくっていただきまして、43ページですが、上の文で古平町税条例等の一部を改正する条例、いつのものかということで、27年の町の条例9号でございます。議会のほうには、初議会で5月に報告させていただいている改正条例、町長が3月31日付で専決処分したのについて、それを少し変えなければならないということで、今回提案するものでございます。きっかけとしましては、国のほうで地方税法の施行規則、その一部改正する省令がこの9月30日に公布されてございます。それに基づきまして、総務省のほうでは市町村の税条例の準則、今は条例例というのですが、それをつくっていただいて、各町村のほうに振り向けているということで、今回本町においても改正するものを載せてございます。

説明資料のほうでご説明いたします。資料の2ページをお開きください。こちらのほうに改正前が右側、改正後が左側ということになってございます。前回承認していただいた部分、右側の第1条の部分で、下、下線を引いている部分、このように載せていたのですが、これが不要になったということで、改正後はその部分は削除されるということです。

何がということなのですが、これにつきましては、税条例の第2条の3号、4号に用語の意義が載っております。町で発行する納付書なり、納入書にどういうものを記載しなければならないかというのを載せてございますが、改正前は法人番号も記載するということになってございました。それが先ほど言いました施行規則の改正省令ですか、それに基づきましてそれは法人番号記載しないと。記載するというのは、除くということなので、この部分を丸々削除するものでございます。

中段から中略ということで、まず36条の2ということで、ここでは町税条例では町民税の部分の規定の条項でございますが、ここに法人番号の根拠法令ですか、改正後のほうに、番号法の2条15項が法人番号の部分のうちとなっております。町民税につきまして根拠法令を載せるということになってございます。

そして、中略、飛ばしまして、63条の2、ここについては固定資産税についてその法人番号は何の法人番号かという根拠、規定を載せております。

そのように同じようにずっと最後まで同じなのですが、3ページの中略の下、89条2項は軽自動車税の部分で規定を載せてございます。

そして、次の中略の下、139条の3につきましては、特別土地保有税の部分の規定でございます。

下から3行目、149条の部分は、入湯税の部分の規定でございますが、その税目ごとに法人番号の根拠の規定を加えるということで、総務省から出ている条例例のとおり直してございます。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第56号

○議長（逢見輝続君） 日程第11、議案第56号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第56号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の施行等に伴い、古平町国民健康保険税条例に改正が必要となったものであります。

別冊でお配りしております説明資料の6ページをごらんください。改正内容といたしましては、右側の改正前、第26条第2項の下線部分、「申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に」を左側の改正後、「申請書を町長に」と改める内容となっております。これは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供開始後は、証明書類を添付しなくても必要な情報を確認することができるため、申請書のみの提出となるものです。

2つ目は、右側の改正前、「及び住所」を改正後、「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める内容となっております。これは、保険税の減免申請用紙に個

人番号を追加するものでございます。

議案の45ページをお開きください。下から2段目、附則中ですが、施行の日は平成28年1月1日から施行するとなっておりますが、ただし書き中、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とあるのは、情報ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供開始は公布の日から起算して4年を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとされておまして、施行の日がまだ確定されていないためのものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（山口明生君） 済みません。素朴な質問で申しわけないのですが、先ほど来出ている個人番号というのはいわゆるマイナンバーのことだと理解していいのでしょうか。

それと、この今回の条例の改正に関しては、マイナンバーカードを使うと行政手続が簡略化できるというのの一つだと考えてよろしいのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 議員ご指摘のとおりでございます。ちょっとご説明いたしますと、先ほど課長説明しましたように、この改正条例、2段構えの施行になっております。28年1月からと予定される29年1月で、前段のほうの28年の1月からの改正部分というのは、ここで規定しているのは国税の減免の申請書のことなのですけれども、その申請書に個人番号を記載してくださいと。その段階では、今までどおり申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、そして個人番号だけをつけた形で申請するというのが28年1月からです。そして、まだ決まっていませんけれども、想定される29年の1月からはこの添付書類が要らなくなります、なくてもいいですというのがここで規定している部分です。そういった意味で個人番号、マイナンバーを記載することで、28年1月からはマイナンバーをただ記載していくだけ、そして29年からはそれを利用する形で申請者にとって、添付書類をつけるというのは言葉重なっていますが、添付する書類が要らなくなるものが出てきますと、そういったようなことを規定しているものであります。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第57号

○議長（逢見輝続君） 日程第12、議案第57号 古平町立診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第57号 古平町立診療所の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、指定管理者の選定委員会の状況についてご説明したいので、説明資料の7ページをお開きください。指定管理者の選定委員会については、12月の4日に実施してございます。まず、7ページでは、1番目として指定の概要で施設の概要、それから業務の内容、指定管理期間等を記載してございます。

2つ目に経過ですが、まず指定管理者の候補者の指名通知は11月の16日に行っております。これは、有床診療ができるように条例の改正を提案して議決いただいた日付、その日に指名通知を行ってございます。失礼いたしました。申しわけないです。条例改正は11月25日でした。申しわけないです。それから、11月30日に計画の提出期限としておりましたが、その日に候補者のほうから書類を受けております。12月4日、候補選定委員会を行ってございます。

3番として、指定管理者候補の概要として、当該団体は現在道内町立診療所の指定管理者として管理運営を行っており、僻地診療所の安定的な診療体制の維持についてノウハウを有し、古平町地域医療推進方針及び町立診療所の設置目的について効率的かつ効果的に遂行してもらえるものと見込まれるものであるということで選定をしてございます。

団体については、医療法人恵尚会、理事長、岩月尚文、住所、宮城県黒川郡富谷町上桜木2の3の4。主な業務内容として診療所2カ所の管理運営を行っており、そのうち1カ所は道内町村の指定管理者指名を受け、当該町立診療所の管理運営を行っているものである。

8ページ目に行きまして、提出書類、指定されたものに基づいて書類が提出されております。

4番目として、選定方法については今回指名通知という形で1団体を指定管理者候補として指名しておりますので、マル・バツ方式による評価審査を行っております。評価審査の前には、形式的審査として提出されている書類の具備内容、それと書類の内容について審査してございます。

選定委員については、田口副町長を選定委員長とし、選定委員には藤田総務課長、それから三浦財政課長、それと担当課長として私が加わっております。

審査結果については9ページ目でございますが、その前に委員会の意見としまして、古平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の選定基準に係る審査項目に基づき、事業計画書及び収支計画書等の内容について審査した結果、全項目の要件を満たしているものと判断するものであり、当該団体を指定管理者とすることで古平町立診療所の安定的な管理運営が図られるものと思われることから、上記団体を指定管理者候補として選定することが適当であると評価するという評価をいただいております。

9ページをお開きください。審査項目別評価表として選定基準、審査項目、これらに基づいての22項目になる着目点を評価し、マル・バツ形式で審査してございます。評価については、全てマルでございます。

議案、46ページにお戻り願います。それでは、記として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町立診療所、2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、宮城県黒川郡富谷町上桜木2の3の4、(2)、法人名、医療法人恵尚会、(3)、代表者職氏名、理事長、岩月尚文、3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上、提案理由の説明をいたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番(高野俊和君) この中身とは直接関係ないのですけれども、今回で決まったこと、例えばスタッフがこのような病院の先生が来ると、常備は現在1人ですけれども、2人体制を目指して、近々2人体制でやる、また代診の先生もきちんと用意をしている、一、二カ月病院があくときにも薬なども滞りないというふうなことを町民に現段階で説明していいのでしょうか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ご質問の件については、町民皆様も非常に关心、またこの時期でするので、不安に思っているかと思しますので、今までの私の答弁内容等含めて、議員皆様のほうからも町民のほうにアナウンスしていただければ幸いと存じます。また、町としましても広報の新年号にまず指定管理者が決まりました、それと法人はどのような法人ですということをお知らせする予定であります。その後も、ほぼ毎月になるかと思いますが、開設準備の内容について逐次広報でお知らせしてまいりたいなと思っております。

○8番(高野俊和君) わかりました。

一般の方といいますか、特に年寄りの方はこの指定管理という意味が説明してもほとんどわかりませんので、先生もきちんと古平で常駐して、1月にはスタッフももう来ているので、間違いなくやりますよという、その辺を、簡単なことこまかく説明しないと、なかなか理解しないで、説明するほうもわからないし、聞くほうもわからないので、情報もなかなか伝わりづらいというのがありますので、その点は決まったこと教えていいということであれば、十分にこっちも説明できると思います。わかりました。

以上です。

○3番(真貝政昭君) 今までの掖済会さんと古平町のかかわりとはまるで違う形が今回スタートするわけですが、先般の議会で、初対面同士なので、町民との信頼関係を築いていく上で念入りな体制をとってほしいという要望を出したのですけれども、佐呂間の事例を聞きますと、協議会をつくって、そして運営に当たっていくという、そういう方向がされているので、事例として参考にできるのかなと思っております。ただ、何分佐呂間の場合は自分の町と関係したような病院が以前ありましたので、かなり精通しているようにも思います。この町としては、今まで経験したことのないような過程で診療所とかかわっていくような形をとりますので、そこら辺は本当に念入りな対応をとっていただきたいなと思っております。

緊急ですので、この議案に対して賛成するものではありませんけれども、今回出されているこの法人に決まった経緯として、指定管理者を選考するに当たっての審査項目別評価表というものが出されていますけれども、当然佐呂間の実績ややられている診療内容について分析されたと思うのですけれども、そのほかにも求めているものがあれば、ここで資料として出してもいいのではないかとこのように思ったのですが、説明できるような資料というものはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の今後の法人とのかかわり、町民と法人との橋渡し的な、佐呂間町の事例を挙げて運営委員会のご提案がございましたけれども、当町においても運営委員会を組織しまして、町民代表、それから法人側の代表と交えての運営協議会を組織しまして、その中で年に数回協議の場を設けて、よりよい、そしてお互いに理解し合えるための中間的役割を果たす協議会というものを設置、運営していこうと思っております。

それと、2つ目の法人の概要等でお示しできるもの、恵尚会という法人自体の概要についてはホームページ等で誰でも閲覧できるかと思っておりますけれども、まず今この場でお話しできるものはしたほうがよろしいですか、それとも資料で後ほど町民に示していくという回答でよろしかったですか。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） わかりました。ある程度事業計画等々の書類については結構厚い形でいただいておりますので、その中から皆さんにわかりやすいような情報の提供の仕方をしていきたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平町立診療所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第58号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第58号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） 議案第58号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由のご説明をさせていただきます。

行政処分に関しまして、国民が行政庁に不服を申し立てる制度、不服申し立てについて公正性の

向上、使いやすさの向上等の観点から、行政不服審査法が制定後、約50年ぶりに全面的に改正されました。地方自治体の附属機関として第三者機関、行政不服審査会の設置が義務づけられ、自治体の行政処分に対し不服審査の申し立てがあったときには審査会に諮問しなければならないということになります。このことで、関係機関の意向によりまして審査会の設置及び審査会に関する事務を後志広域連合として処理するため、後志広域連合規約の一部を変更する規約を要するものでございます。この規約の変更につきましては、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

48ページをお開きください。議案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

後志広域連合規約の一部を変更する規約。

後志広域連合規約（平成19年4月24日市町村第138号指令）の一部を次のように変更する。

第4条第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）後志広域連合行政不服審査会に関する事務。

第5条第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）後志広域連合行政不服審査会に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。

附則といたしまして、この規約は、平成28年4月1日から施行いたします。

なお、説明資料が資料10ページから11ページに用意してございますが、説明は省略させていただきます。後ほどごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時42分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 選挙第7号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、選挙第7号 古平町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、ご指名をいたします。

選挙管理委員は、古平町大字港町字チョペタン65番地の6、住吉巧君、同じく、古平町大字浜町409番地4、北浜哲君、同じく、古平町大字丸山町53番地、三浦一志君、同じく、古平町大字浜町370番地、高見純子さん、以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名の方を選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

それでは次に、補充員は、古平町大字浜町268番地3、須田嘉勝君、同じく、古平町大字浜町679番地の12、浅野恵子さん、同じく、古平町大字浜町679番地18、澤口正広君、同じく、古平町大字浜町484番地、八戸美喜子さん、以上4名の方をご指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名の方を補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序につきましては、ただいま議長が指名した順序のとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎日程第15 陳情第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、陳情第12号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第12号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） よって、陳情第12号については委員会の付託を省略することに決しました。それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第12号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情については採択することに決しました。

◎日程第16 陳情第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、陳情第13号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情についてを議題といたします。

陳情第13号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情13号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第13号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情については採択することに決しました。

◎日程第17 陳情第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、陳情第14号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情についてを議題といたします。

陳情第14号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第14号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情については採択することに決しました。

#### ◎日程第18 陳情第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、陳情第15号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第15号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第15号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情については採択することに決しました。

#### ◎日程第19 陳情第16号

○議長(逢見輝統君) 日程第19、陳情第16号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第16号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第16号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情については採択することに決しました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時04分

○議長(逢見輝統君) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第20 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は、池田議員、高野議員、岩間議員、寶福議員、工藤議員、山口議員、真貝議員の7名です。

一般質問は、一問一答方式で、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

順番に発言を許します。

最初に、池田議員、どうぞ。

○6番(池田範彦君) 犯罪対策についてお伺いします。

町民誰もが安心、安全に暮らせる明るい住みよい町づくりのためには、子供や女性、高齢者の皆さんを犯罪被害から守ることが重要であります。そこで、お伺いします。町内における犯罪発生件数の推移と現在町が実施している防犯対策についてお聞かせください。

また、防犯対策として子供を不審者から守るために通学路への防犯カメラの設置が有効ではないかと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○町長(本間順司君) 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内における犯罪発生件数の推移でございますけれども、平成21年から統計とっておりますけれども、結構ばらつきがございます。平成21年が11件、それから22年が7件、23年が11件、そして24年が27件で、平成25年が13件ということで、平成24年が突出した状況でございます。その後、平成26年が8件、同じく平成27年、ことしですけれども、8件というふうになってご

ございます。ことしの中身を申し上げますと、器物の破損が2件、これ車両だとか家の窓だとか、そして暴行が3件で、これ3件とも検挙されております。それから、特殊詐欺未遂についてはございません。それから、窃盗につきましては2件、これ小屋荒らしなんかでございますけれども、それから銃刀法違反、これが1件で、包丁を持っていたということで、これは検挙されてございます。ですから、8件のうち4件が検挙されたということでございます。

それから、町が実施している防犯対策、町もいろいろと、そのほかの団体も実施していますけれども、町ではたけなわ学級、あるいはお達者クラブ等で防犯教室の開催をしております。特に今はやっております特殊詐欺に遭わないためにという講話、あるいはパンフレットの配布を行っております。それから、東しゃこたん漁協の古平地区浅海部会による防犯パトロール、いわゆる密漁等の監視でございますけれども、青色灯をつけまして、密漁の監視もしますけれども、町内のさまざまなパトロールもするというので、これは町からの補助金319万ほど補助出して実施しているところでございます。

それから、防犯協会におきましては、先般池田議員も参加していただきましたけれども、歳末警戒の防犯パトロール等実施してございます。それから、敬老会等への啓発品の配布、これも防犯協会で行っております。

それから、警察における防犯施策ということで、巡回パトロールは警察で順次行っているということでございます。それから、町内会、高齢者等への講話で、ことしについては8回程の実施をしてございまして、主に先ほど申し上げました特殊詐欺の問題が中心でございます。

それから、学校関係でございますけれども、これ学校教職員による児童生徒登校時の巡回、それから生指協による海水浴場や祭典時における巡回指導ということでやっております。これが町全体で各団体等でやっている防犯対策ということでございます。

それから、2点目でございますけれども、通学路への防犯カメラの件でございますが、不審者から子供たちを守るという点では防犯カメラは大変有効だと思います。本町の場合は、本当に町内全てが通学路というような感じでございますので、全部につけて、それを全部網羅するというのはなかなか難しいというのが現実でございますので、無理かなというふうに思っております。かえって地域の皆さんが子供たちに関心を持ちながら見守っていただくというようなことが事件を予防する一番いい方策ではないかというふうに思っておりまして、学校現場でもそれこそ自分の身に危険を感じたらすぐそばの近くの家に駆け込みなさいというような指導をしているところでございまして、以前はそれこそ家庭や商店を、いわゆる駆け込むうちを指定してございましたけれども、今ではそういう知らない、指定しないうちでも駆け込むようにというふうな指導をしているところでございまして、おかげさまでそういう子供たちへの犯罪がないということで、今のところ安堵しているところでございます。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 次に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 先ほど町長の行政報告の中で来年度は73円を厳守していきたいというふう

に答えられておりますので、答弁が何となく予想されますので、ちょっと苦しいのですけれども、述べさせていただきます。

ここ数年実施されております福祉灯油助成事業ですけれども、ことしは灯油の単価が例年になく安値で推移されておりますけれども、この事業は、先ほど行政報告にもありましたけれども、1リットル当たりの単価が73円以上のときと定められていたと私も記憶しておりました。ことしは冬季特別支援券という形で対象世帯に支給されるということですのでけれども、来年以降も灯油の単価に関係なく、古平の事業として継続をしていただくということはできないのでしょうか。

**○町長（本間順司君）** 高野議員の一般質問にお答えいたします。

今のご質問、行政報告でも申し上げておりましたけれども、ことしの灯油の単価でございますけれども、町内7業者を平均しますと63円から68円ということでございまして、ちなみに生協の場合は今14日から67円に下がったというようなことでございます。そういうことで今までやってきたけれども、平成21年のときに、これ町内66円か70円のときでございますけれども、実施を見送ってございます。行政報告でも申し上げましたけれども、73円というのは基準にしてございますので、一応それを守っていきたいというふうに思いまして、それこそ来年のことはわかりませんが、その状況を見ながら適切に判断していきたいというふうに思っております。

**○8番（高野俊和君）** 本年度の申請書に冬季特別と書いてありましたので、多分来年単価が安い場合には積極的にやらないのだろうなというふうには考えておりましたけれども、しかしながらこの事業の本来の目的の一つに高齢者がこの厳しい冬を元気に乗り越えていただくための応援資金という一面も大変強いのだろーと思っておりますので、ぜひ来年以降も検討願いたいと思っておりますけれども、町長、もう一度答弁お願いしたいと思います。

**○町長（本間順司君）** 先ほども申し上げましたけれども、そのときの状況を見ながら判断してまいりたいというふうに思います。

**○議長（逢見輝続君）** それでは次に、岩間議員、どうぞ。

**○4番（岩間修身君）** 私の質問も町長の行政報告、それから一般会計でも答えが出ておりますので、やらせてもらいます。

先般水産加工屋さんに行きましたら物すごく宅配の荷物がありまして、商売繁盛でいいなと言ったら、ふるさと納税のおかげだと。それで、ある加工屋さんが品切れして、うちに来て大変助かっていると、そんなことを聞いては、そういえば先月町長が言っていたとおりに、よかったなと言ったら、あのときはたしか11月に言ったときは町長は2億ちょっとというような話であったと思っておりますが、今聞きましたら3億行くのではないかと。3億行ったはいいのですけれども、私の考えでは3分の1ぐらいと。贈呈品が半分でも経費かかるし、3分の1ぐらいは町に入るのかなというような考えですけれども、その辺もちょっとお聞かせください。

それで、どこかの町のように10億円だとか7億円だとか来てくれれば大変助かるのですけれども、これから古平町で税収を上げていくということは大変なことですし、少しでも多くの納税が来たらいいなと思っておりますので、7年ぐらい前ですか、町づくり日本一の町、視察に行きましたら、おたくたちの名刺の裏にタラコの宣伝が何もないですねと。これは、前にも町長に言ったと思っておりますが、

その町では町長の顔写真と、それからお礼と書いて、そしてソーセージとか、そういうものに入れて、そしてやっている。だから、町長の顔を入れて、メッセージを入れたら、これはこの町は町長が先に立って一生懸命やっているのだと、そういう感覚を誰でも持つから、前にも言ったことありますけれども、そのときはこのふるさと納税でなく、ただタラコの売れ行きが悪かったから、町長に顔写真入れたらどうだと。まさか町長、後で考えてみて、俺の顔写真入れてみてということはいえないしなど。だけれども、今回は町に入って、そして町長のお礼かたがた町長の顔写真とありがたいメッセージ等入れてやったらどうかと。相手側も感激するようなことをやって、少しでも売れたらよいのではないかと思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。

**○町長（本間順司君）** 岩間議員の一般質問にお答えいたします。

これも行政報告で申し上げましたけれども、若干行政報告をつくった時点と、本当にこれ近々の状況でございますけれども、おとつい現在ですか、12月14日までの実績でございますけれども、先ほど行政報告では1万8,000件と言いましたけれども、もう1万9,000件来てございまして、金額では2億7,300万円というふうになってございます。特に11月は寄附件数がかなり多く、7,600件で、金額では1億900万円という金額が納税されてございまして、インターネットのふるさと納税サイトの閲覧数、実際の件数、額とそんなに変わらないのですけれども、いわゆる閲覧数でございますけれども、これは北海道では上士幌での10億以上という、それと根室市に次いで3番目という結果でございまして、私どもも驚いているというところでございます。12月に入ってから11月の勢いはなくなるということで、結局希望の多い正月に向けての年内配達もできなくなるということで、ある程度11月がピークかなというふうに思っております。先ほど補正予算で計上しましたけれども、12月末では大体3億円程度というふうに考えてございまして、年明けてからはこの町村も急速に減るという傾向にございます。3億円を少し超えるくらいの年度収入になるのかなというふうに思っております。

それから、贈呈品の顔写真入りお礼ということで、写真は入ってございせんけれども、礼状を送付してございます。それから、加工者からは贈呈品を送付する際に各加工場のそれぞれのパンフレットを同封してPRしているというところでございまして、私の写真は、先ほど申し上げましたように、余り人前に出せるような顔ではないので、それはご遠慮させていただきたいなど。来年度ある程度リニューアルするときには少しは考えてみてもいいかなというふうに思っております。予想をはるかに超える寄附金額となつてございますので、今後も、今申し上げましたとおり、さまざま創意工夫を凝らしながら、先進的な取り組みをしている自治体を参考としまして、上士幌では寄附者への優遇対策など行ってございますので、そういうことも検討しながら、贈呈品の送付だけでなく、それこそ将来的にも古平町の応援団となつてもらえるように取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**○4番（岩間修身君）** これは宝くじみたいなもので、大変ありがたいふるさと納税でありますので、ぜひこれからも町長から初め一生懸命古平町一体なって宣伝、PR、そして少しでも多くの税収があるように頑張りたいと思います。

それから、町長、私の顔余りよくないと言うけれども、それは前にも視察のときにも言いました。

うちの町長、余りいい男でないからと。男ぶりじゃないと。それを町長の顔入れると入れないとで  
すごく違うのだと。だから、町長、そんなこと言わないで、町長の顔写真入りでもって町の活性化  
のためにぜひひとつ考えておいてください。

以上でおわります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） おたふく風邪のワクチンの予防接種公費助成について質問させていただきます。

ことしの10月ぐらいから幼児センターのほうで幼児たちの間でおたふく風邪がはやっているとい  
う話を耳にしました。うちの子も以前お世話になったのですが、小児科の医師にちょっと伺ったと  
ころ、近隣の5カ町村の中で古平町だけらしいのです、はやっているというのが。それで、おたふ  
く風邪の任意予防接種の費用を調べたところ、余市のながいさんでは6,080円、同じく余市の協会病  
院で6,080円、小樽市立病院では4,560円かかるとのことでした。親としては、国が定期接種を認定  
しない任意接種であっても、万が一のことを考え、予防接種を受けさせたいと思いますし、しかし  
任意接種だと、それが自己負担になり、経済的事情から接種できない家庭があるとのこと。家  
庭の経済的理由から任意接種を受けられない子供が存在する現状を是正すべきではないのかと思  
います。予防接種において古平町は他に先立って推進している現状がありますので、ぜひおたふく風  
邪についても助成をお願いしたいと思います。

○町長（本間順司君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

なぜかしら古平の幼児センターでは結構はやっております、全部で23名の方が罹患しておりま  
して、その罹患率が40%というふうに、ことしです。先進諸外国では既にもう定期接種化されて  
いるワクチンでございますけれども、欧米ではアメリカで開発されたMMR、麻しん、風しんと混合  
したワクチンでございますけれども、これが主に使用されてございます。WHOはこのワクチンの  
2回接種を推奨しておりますけれども、日本小児科学会も同様の見解を表明してございます。我が  
国でも平成元年から国内3社が製造したMMRワクチンによる接種が始まっております、最大5  
社でおたふく風邪ワクチンの開発がされましたけれども、無菌性髄膜炎の合併症が多発したと。数  
百例に1例ということでございますけれども、そのことで平成5年に中断されております。現在2  
社のおたふく風邪ワクチンが任意接種ワクチンとして使用されているという状況でございます。

本町においては、近年その予防効果や需要、それから家計負担の大きさなどを考慮しながら任意  
予防接種にかかわる費用助成を行っているところでありますが、おたふく風邪ワクチンにおいては  
検討の一つとしているところであります。現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続  
して検討がされていることを鑑み、もう少しこの審議会の検討状況を注視してまいりたいというふ  
うに考えているところでございます。本当にことしかなり罹患率が高いので、何とか前向きに考え  
ていきたいなというふうに思っております。

○5番（寶福勝哉君） 副作用に関してなのですが、今町長の答弁にもありました無菌性の髄膜炎  
に関してなのですが、調べたところ、この髄膜炎、自然発症のほう割合的に多いらしいです。結  
果、実際世界で予防接種がされている理由として、副作用が非常に少ないという理由で世界的に使

われているということです。例えばその髄膜炎に関してなのですが、1万人に1人という内容で、これも発症しても点滴を打てば治るとのことでした。よって、副作用に関してそこまで怖がることもないのかなと思います。古平町のみではやっているというところで、やっぱり今後もはやるおそれがあるということで、町長の言葉にもありましたが、早急に前向きな対応をお願いします。以上です。

続きまして、高校通学費の助成についての進捗について質問させていただきます。9月30日の定例会において高校通学費の助成について質問させていただきました。それに対する答弁での現状の補助率が4割程度からのアップ、場合によって収入基準をなくすなど検討、対処していくと説明がありましたが、その後の進捗状況を教えてください。

また、日は余りたっていないのですが、11月25日の臨時会において他議員から質問に対する答弁で道教委に道からの補助をお願いしていくとありましたが、進捗がありましたら教えてください。  
**○教育長（成田昭彦君）** ただいまの寶福議員の高校通学費の助成についての進捗状況について答弁させていただきます。

まず、通学費、今収入基準を設けて、余市7,500円、小樽1万円ということで支給してございますけれども、今町長の行政報告にもございましたけれども、地方総合戦略を見据えながら今予算編成しているところでございまして、この部分についても子育て、教育、健康、高齢者専門部会という部会設けて、その中で話し合いが持たれておりまして、その中で部会としての現在、これから事業内容を拡大していくという改正案を示して、今通学費だけに限らず、給食費や教材費も含めた中で28年度予算に要望させていきたいと考えております。

それから、道教委への補助要望についてでございますけれども、これ道教委から道ということになっておりますけれども、私答弁したのは道の町村教育委員会連合会から道教委のほうに要望するというところでございます。これにつきましても毎年要望しているわけでございますけれども、8月20日付で、道の教育長名で前年と同様の内容の回答というのは、国のほうに要望していくという回答でございました。それを受けまして、うちの連合会といたしましては、これも管内それぞれ持っておられるのですけれども、十勝地区からも強く出ていまして、これは道で実施すべき事業であって、国の問題ではないということで継続して強く要望していこうということで、今再度28年度要望に上げているところでございます。

**○5番（寶福勝哉君）** ありがとうございます。年度ももうかわりますので、ぜひ少しでも家庭がこの補助によって楽になることを願ひまして、今後も一層この件に関して力を入れていってほしいです。

続きまして、町の封筒のリサイクル化についてなのですが、町、議会から送られてくる通知書や案内の封筒についてのデザイン変更で再利用できるようにすべきではないかということなのですが、今教育委員会のほうで使っている封筒、下の部分を切り取るとまた小さい封筒になって、使えるようなデザインになっています。現状使っている封筒、多分在庫のほうたくさんあると思うのですが、次回オーダーする際、もし可能であればそういった部分のリサイクルできるようなデザイン変更をしたらいいのではないかと思います。

○町長（本間順司君） 多分、今おっしゃったように、封筒の下のほうにもう一回小さい封筒として使えるように印刷していると思うのです。いいことだと思いますので、業者のほうに同じ値段でできるかどうか確認しまして、もしできるのであれば早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（寶福勝哉君） 答弁ありがとうございました。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 旧古平高校そばの雑木林について質問いたします。

数年前から測量を始めまして、ことしグラウンドのそばから広範囲に伐採がされました。ソーラーパネルを設置するというような話が聞こえておりますけれども、町には話があったのでしょうか。町はどの程度を知っているのかお知らせいただきたい。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

この話は、かなり以前からございました。いわゆる土地の所有権移転が平成24年の12月の13日にもう終わっておりまして、そのころから総務の担当者あたりにかなりの年配の方がいらして、いわゆる道路用地だとか、そういう土地を貸してもらいたいような話で来ていたらしいです。それが何か月もそれっきり途絶えたりして、その後、時系列的に申し上げれば、ことしの3月の20日になって、町の企画といわゆる土地売買等の届け出の結局打ち合わせに参りまして、市街化区域を除く都市計画区域、これは5,000平米以上は知事に届け出しなければならぬということで土地売買等の届け出書を知事に提出、かなり遅い届け出だということで、それはまず終わっております。それから、その後3月28日に、林地でしたから、林地開発行為も届け出なければならぬということでしたけれども、これは1ヘクタール以上の申請でございますので、ただいわゆる林地開発はここで計画で持ってきたのは0.6ヘクタールということで、その申請は不要ということで、それは道のほうで判断したそうでございます。それから、いわゆる都市計画法に基づく開発行為では、結局地盤を切り崩すような開発行為ではないということで、これも申請不要というふうになったわけでございます。名前を言えば、スカイソーラージャパン株式会社というところなのですけれども、4月の15日、古平町内にソーラー発電施設を建設することが決定したと。その施工に当たって、建設資材搬入等のために、道路として町有地を借用したいというふうな申し出があって、来庁したそうでございます。町のほうでは、この土地は平成28年度施行のいわゆる高校通線の敷地になるということで建設水道課のほうとは打ち合わせ済みでございますけれども、そういうことを踏まえまして6月の9日、建設資材搬入等のため、道路として高校通線の隣接の町有地でなく、ほほえみくらすのグラウンド内の町有地を伐木の搬出、それから資材運搬のために借用したいというふうな申し出があったそうでございます。その後、27年の10月、ほほえみくらす内の敷地借用は却下ということで、火葬場前の国有地を払い下げして運搬路と使用すると決定したそうでございます。ただ、払い下げの手続のおくれ等によりまして、年内施工は無理というふうに判断したということでございまして、来春から施工をするということで延期したそうでございます。

そんな経過がございまして、それこそ太陽光発電の設備概要でございますけれども、その会社、

中国資本の会社でございまして、設備名称としては古平町浜町太陽光発電所、設備の場所は古平町大字浜町893番地4ということで、地目は原野で3万1,335平米で、もともとは関口八郎さんの土地だったそうでございます。設備の出力は1,000キロワットということで、発電パネルが4,608枚設置すると。一般家庭での消費電力が3ないし5キロワットということの計画でございます。経産省の認可を平成25年の2月25日、それから電力需要契約、北電とでございますけれども、これが平成27年の3月30日と。それから、電力供給開始が平成27年9月28日の予定ということで、一応そういう計画だったのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、施工延期になってございます。現在の土地の所有者はSSJプロパティ・マネジメント合同会社と。東京所在なのですけれども、その岩本岩男さんという方が所有しているそうございまして、近隣では余市町さんが実績あるというようなことでございます。現在わかっているのはこのくらいでございます。

**○9番（工藤澄男君）** 私先日たまたま場所を見に行ったら副町長と一緒にございまして、そのときはこういう詳しい話はしなかったのですけれども、私がやはり今懸念したのは町が今道路を直すのと、もしソーラーの会社が工事するようになれば、道路があそこしかないということになれば、大変なことかなと思ったのですけれども、今グラウンド内を通すとか、それからたしか火葬場の前の通路も、あそこにも何か測量のくいが打ってあったり、くいかテープ張ってあったように思ったので、そこを使用するのかなと思ったのです。いずれにしても、そういう新しい会社が古平へ進出してきて、少しでも古平のためにお金を落としてくれるのであれば非常にいいことだなと思っております。これはこれで終わります。

次は、古平川上流についてということなのですけれども、土砂撤去なのですけれども、これ私も何年かしますけれども、かなりたちます、この話は。ただ、今回はことしも古平大橋の下、今工事しております。ですけれども、今後の上流のほうの土砂撤去はまだ予定があるのかどうかということと、それから蛇行している場所、非常に危険な場所を前に当時の担当課長、それから係長さんと水門までずっと危険な箇所を見て歩いた経緯もございまして、それでことしの春も、ちょうど雪解け時期だったのですけれども、私行きましたら、たまたま畑やっている人方が何軒ありまして、それからトリムで歩いている人方もございまして、ちょうど一番危険だなと思ったのはごめっこくらぶの畑の部分なのです。あそこにまともなぶつかる部分が、すごく荒い波みたいにしてぶつかってくるので、皆さんやはり非常に危険だなということで、何とかならないかというような話もありましたので、今後の計画を町長、わかっている範囲でお知らせください。

**○町長（本間順司君）** 古平川の土砂撤去の件でございますけれども、今年度、平成27年度の施工でございますけれども、これ河口上流550メートル地点まで漁協のふ化場から河口上流825メートル、古平大橋上流105メートル付近までの区間、延長にすれば275メートル、これの左岸の土砂のすき取りをやると。それから、来年度、平成28年度はそれこそ平成22年に越流した箇所の築堤工、それと護岸工で、工事延長約130メートルを施工する予定ということでございます。それから、29年度以降は頭首工、結局河口から上流4.8キロ地点までを計画的に施工していく予定というところでございます。

**○9番（工藤澄男君）** 今大体話聞いてわかりました。蛇行して、まともなぶつかっている部分と

というのは、本当に見ていても気持ち悪いぐらいの場所なので、少しでも、一日でも早く工事を進めてもらえるようにしていただければ、そのように要望しておきます。

それから、3番目です。昔のニシン漁の映像についてということで、先日町の町内会長会議のときに昭和初期の古平、積丹、小樽の映像を見させていただきました。寿都町の文化財の展示場に古平町のニシン漁の様子が放映されております。私も一番最初に見たのはもう十数年前だと思うのですが、それでも、それから行くたびにやはりボタンを押して古平のニシン漁の様子を見ております。古平町にはその写真があるのでしょうか。

○町長（本間順司君） 昔、ニシン漁の映像でございますけれども、寿都町の文化財展示場の古平町のニシン漁の様子でございますけれども、多分北海道開拓記念館にそれこそ古平の山口家から寄贈されたものだというふうに思っております。開拓記念館から寿都町が入手したというふうに思っております。それで、うちのほうの町史編さん室には道から送られたコピーがございます。このコピーは、35ミリフィルムですので、映写機がないものですから、ちょっと見ることはできません。それで、この間やったように、これをDVD化して、いわゆる平成30年に町制施行150周年が参りますので、それまでには何とかいろいろあります。丸山公園の映像だとか、それから昔の結婚式の映像、これが8ミリで多数残っております。そういう35ミリ、8ミリ、あるいはそれこそ大きいVHSのやつ、それからMiniDVのさまざまな媒体もございまして、これらを全部整理して、DVD化して、30年の町制施行記念日まで間に合わせたいなというふうに思っております。できれば早目にそういうものをやっておきたいなというふうには思っています。

○9番（工藤澄男君） この質問を書こうと思ったのは、たまたま古平町の展示場が大体格好ついたという話が聞こえてきたものですから、それでこの質問をしたわけなのですけれども、実際に私も大体見に行くときは後志の議会関係のことで行くので、いろんな町村の議員さんもやっぱりその映像を見ているのです。そうすれば、必ず何で古平のものが寿都なのだという、おまえら、おかしいのではないかと。わざわざよその町で古平、宣伝していると言えばそれまでなのでしょうけれども、ちょっとおかしいよという声はすごくあるのと、それからせっかく古平町でも展示場が今度設置されるようだったら、例えば見に行った人がそこでちょっとボタンを押したら、この前の昭和初期の映像だとか、そういうのも一緒に、誰が行っても昔の古平のことがわかるというようなシステムをつくって、見せるようにしていただきたいと思うのです。それから、本当はあそこは余り私は人見に行かないと思っております、どうしても柵があって、交通の便が悪いですから。ですから、せめて文化会館でもそういうものを置いてもらえれば、文化会館は意外と人の出入りが多いですから、ああいう寿都のようなシステムみたいなことは考えられないのでしょうか。

○町長（本間順司君） 私もいわゆる山口さんのフィルムだと思うのです、多分。いろんな余市で見たり、小樽で見たり、あるいはテレビ放映されたりして、さもかも山口家のいわゆるニシン場の状況が余市なり小樽なりの状況だというふうなことで放送されることにすごく腹が立つのですけれども、著作権云々かんぬんというふうになればあれなのですけれども、そういうことではやはりそういうものは地元で保管しておいて、今議員おっしゃるような保存の仕方すべきだなというふうには思っています。それは今後の検討課題として考えさせていただきたいというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 観光の一環としてでも、旅から来た人が昔古平はやっぱりこうだったのかとか、昔のニシン場はこうだったのかとか、例えば地元の子供たちにああいう映像を見せるのもまた勉強の一つにもなるのではないかと思いますので、ぜひいい方向で検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（逢見輝統君） 質疑途中ですけれども、ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（逢見輝統君） では、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） 地方創生先行型交付金における総合戦略の策定状況等についてご質問いたします。

さきに平成27年7月付で古平町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定における基本方針が示されまして、去る11月27日には古平町人口ビジョンについてもご説明いただきました。このことから、当初の基本方針に記載されていたスケジュールのとおり計画は進行しているものと思われまます。ついては、平成27年度内での策定見込みとしておりました地方創生先行型交付金における総合戦略の進捗状況及び現時点で説明可能な範囲での事業の実施計画等がありましたらご説明願います。

○町長（本間順司君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

多分議員、ちょっと勘違いしているかと思いますがけれども、地方創生先行型事業というのは26年度のぎりぎりになって、いわゆる地方創生事業の先行型というやつで国から交付金を受けて、債務負担行為でやる事業が先行型事業とあって、それこそ議員になる前に議決された事業でございます。それを27年度中にやるというような、それが先行型事業でございます。ですから、今担当課のほうでいろいろ書いておりますけれども、この間人口ビジョンを策定して、皆さん方にお知らせしましたけれども、その人口ビジョンに絡む総合戦略、それが今つくっている最中ということでございまして、それを10月までつくった自治体は1,000万の交付金をもらえるというようなことで、さまざま自治体の考え方がございまして、それまで泡食ってつくった自治体もございまして、それから、古平町みたいに年内、あるいは年度末までつくればよいというようなさまざまな自治体の考え方がございまして、本町も今それで総合戦略をつくっているということでございまして、先行型事業につきましてはもう既に予算化されて、実施中の事業でございます。それこそいろんな部会をつくりながら今進めている最中でございますので、それらの中身につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、これから議員さん方にお示しして、あとは協議会つくっておりますので、それで決定しまして、戦略を決定するということとなります。そういうことですので、間違いのないようお願いいたします。

いわゆる先行型の事業でございますけれども、交付金は3,300万もらってございまして、ここでちょっと参考のためにお知らせしておきますけれども、その先行型のほかに地域消費喚起・生活支援型という交付金がございます、これが1,026万4,000円入ってきております。その中の776万4,000円がプレミアム商品券の発行事業、それから低所得者等向けの先ほど申し上げました灯油購入助成、これが250万ということでございまして、1,026万4,000円が生活支援型の事業でございます。それから、地方創生の先行型事業が先ほど申し上げました3,300万の事業ということでございまして、これが総合戦略策定事業として817万円、それからこれ申請が取り下げられて、ちょっと内容変わりましたが、移住、定住促進事業、1,000万円ほど見ておりましたが、これができなくなって、違う事業に変えてございます。それから、3つ目が古平町ホームページ改修事業、これに294万6,000円、それから4つ目が古平町観光プロモーション事業、これが889万2,000円、そして5番目が古平町異業種交流事業、これに50万円、先ほど教育長の行政報告にございましたけれども、この部分でございます。それから、古平町創業支援事業、これがいわゆる創業者がホームページを開設したり、新規雇用したりする事業でございますけれども、250万円、それから先ほど1,000万円、移住、定住の関係で申請辞退したものですから、新しくそれにかわるものとして移住、定住促進事業にかわる空き家台帳システム導入ということで400万、これ補正予算で申し上げました。それから、新製品開発支援事業、これが600万円、スチーム高温高压蒸煮装置補助という事業でございまして、合わせまして3,300万の事業ということでございますので、これから総合戦略の事業が出てまいりますので、そのときはよろしくお願い申し上げたいと思います。

○7番（山口明生君） 私の勘違いも含めましてよくわかりました。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の4月から開業する予定の新しい診療所について伺います。

それで、岩間議員からも補正予算のところで指摘がありましたけれども、佐呂間町の場合、閉院と同時に新たな法人が開設をして、実際診療を開始するまで2カ月間の空白期間があったと。この期間は、古平町民にとっては無医村状況になるということです。それで、これがまず第1点の問題点と、それから入院患者はどのように始末されるか、手当てされるかという点が重要な問題で、それからもう一つは佐呂間町の場合、無診療になった期間に患者が動いて、結局外来数でいえば2割の減少という状況になってしまったと。なかなか皆さん帰ってこなかったという問題がありました。

それで、伺いますけれども、1点目ですけれども、課長答弁では最初1カ月くらいまで短縮したいという趣旨の説明がありましたけれども、平成8年に蓮実医院が掖済会診療所にかわるに当たって、無医村状況になるということはなかったのです。順調に切りかえが行われた。だから、無医村状況が2カ月だとか1カ月というのは、町民としては経験したことの無い状況が生まれるということです。これは、ぜひとも避けていただきたいと。ほとんどが高齢者中心の患者が多いわけですから、足にそういう手だてがない方がたくさんいらっしゃると思います。それで、平成8年の場合は、1本の当事者が現在の掖済会病院ですから、新しく変わる診療体制も町立診療所なので、古平町がかかわるわけですから、平成8年の経緯を重視していただいて、町民が困るような無医村状況を解

消していただくと、これに全力を尽くす必要があるのではないかと思います。方法はあるのではないかと、これに私考えておりますけれども、その点を伺いたいです。

それから、2点目なのですが、現在の入院患者は、前提では1カ月か、または2カ月間の閉院状態というふうになるわけですから、どこかの診療所、病院に移動ということになります。佐呂間町に視察に行った先での古平町側の掖済会の側の入院患者に対する考え方なのですが、これは掖済会としては責任を持たない、患者個人の問題として考えられているようで、それについては古平町がかかわっていくという、そういう趣旨の説明があったかに思うのですが、この点についてもすんなりいくのであれば、そのまま移動せずに患者の負担なく移行できるはずなのですが、この点についてどのような扱いになるのか非常に不安に思っております。多分1カ月、あるいは2カ月の転院が必要となれば、その患者さんたちの大半が行った先で落ちつくのではないかと、この点についても思いますが、その点について伺いたいです。

それから、3点目なのですが、1月から3月までの準備期間を経て5カ年間の指定管理者の議決がされましたので、これからお世話になると思っておりますけれども、掖済会の今までの実績、ここ二、三年は外来数等、落ちついていきますので、そういう実績からすると、大体年間の費用、想定できる状況ではないかと思うのですが、とりあえずの試算は予算として、上限額ですけれども、出ましたので、上限額としてどの程度年間予想されるのかお伺いします。

それから、4点目なのですが、蓮実医院から掖済会に移った当時の外来患者数は3万人を超えていました。当時は人口5,000人くらいで、近隣の診療所のお医者さん関係、事務所さんたちの情報を伺いますと、5,000人くらいの規模の人口ですとうまく診療所はやっていけると、そういう話があちこちから聞こえてきたのです。それで、佐呂間町の場合は5,000人くらいの規模で、現在の今の当たられている法人のもとでは外来の数は1万5,000、計画よりは少ないみたいですけれども、町民との信頼関係が構築されていけば、寿都町のように、患者数はふやすことができるはずなのです。ところが、掖済会は、当初は入院を扱ってなくて、急激に2万人まで患者数が減りました。それで、町民の要望もあって、入院患者も受け入れるようになって、かなり2万人規模を維持していったのですが、場所の変更等もありまして、現在は1万人を切る状況になっている。これが佐呂間町の事例を根拠にすれば、これさらに2割減る可能性があるということになれば、この患者数をふやすというのは至難のわざではないかと思うのです。これからは町立の診療所となりますから、出費は税金で賄われていくわけですから、我が町の問題として考えなければならない。税金の使い方の問題です。それで、将来的には、やはりこの平成14年でしたか、今の場所に移転するに当たって議会の中でも必ず患者は減るというふうに指摘した経緯がありますけれども、現在古平町の人口減少進んで、3,000人台。これを平成8年当時の病院関係者のお話を思い起こすと、5,000人くらいあれば何とかという話が思い浮かぶのですが、現在積丹町は入院ベッドがない状況です。この入院ベッドを持つという強みは、かなり古平町にとっては病院経営上は強みになるはずですし、古平町、積丹町の住民を包括したような人口5,000人規模の人口として捉えれば古平町の出費もかなり抑えられるのではないかと、この点では、積丹町民も利用しやすいような国道沿いに今の診療所を移すということを落ちついた段階でやはり検討すべきではないかと思

うのですけれども、その点について町長の見解を伺います。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

それこそ担当課長のほうから補正予算のときもご説明申し上げましたけれども、いわゆる業務計画書では診療開始を5月というふうに、5月が初めなのか、終わりなのかわかりませんが、そういうことで記載されておりますけれども、我々としてもなるべく早く開始できるようなお願いもしてまいりし、なるべくそういう空白期間を短くするような方策をとってもらいたいということもこれから要望してまいりたいというふうに思っております。つまりは今診療開始するに当たりまして電子カルテの導入だとか、診療の動線の見直しなんかも考えているようでございますので、それ相当の時間を要するかなとも考えてございます。その点は、ご理解願いたいなというふうに思っております。かなり開設準備期間に考えていただいて、早く開設できるような体制をとってもらいたいというふうには思っております。

それから、2点目の入院患者の対応でございますけれども、現在の医師のほうで転院希望等の相談がされているようでございます。最終的には近隣町村で入院、診療を行っている余市協会病院などと受け入れ協議を早く進めてまいりたいというふうに思っております。なるべくそういう患者も行きっ放しではなくて、古平に帰ってこれるような方策もとってもらいたいというふうに思っております。特養をつくった場合に行きっ放しの人がないようにそういう場合も考えて、そういう何らかの方策を考えていきたいというふうに思っております。

それから、3点目でございますけれども、多分最初はかなり患者数が減るのではないかなという想定はされますけれども、とりあえずはこちらの掖済会病院での患者数等々は恵尚会のほうにも資料を出しておりますので、それを見ながら、事業計画では1億5,000万というふうないわゆる不足を出しているということでございますので、我々もある程度それがリミットかなという気がしないでもございませぬ。そういう状況で、本当に町立病院だということで、町民の皆さんにもそういうことを知っていただきながらこの診療所を活用してもらいたいということを強く訴えてまいりたいというふうに思っております。

それから、4点目のいわゆる国道への移転ということでございますけれども、我々としても、一応現在でも入院患者につきましては積丹町さんのほうからも来ていただいておりますし、積丹と一体になってこの診療所を活用していただけることを期待しているところでございます。ある程度この診療所を開設するに当たりましては国庫補助金もいただくことになってございますので、それらからすれば、約10年くらいはそのままのスタイルというふうなことで考えておりますけれども、ただ将来的にいわゆる検討する段階で国道移設というふうに考えていきたいと、これは前にも答弁したとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 1点目の無医村状況というのは、先ほど申しましたように、絶対避けたいと、それに全力を挙げていただきたいなと思うのです。

それから、掖済会の今の時点の実績で推計すれば約1億5,000万と。寿都町は、別な形態のお願いの仕方をしてはいますが、そこは2億を超える町費を出しているところなのです。それで、八方塞がりの状況になって、佐呂間に行って、東北から北海道の地域医療のために支援に来ている法

人をお願いするという事は、この国のこういうところにまで医療の難民がいるという状況をふつふつと痛感させられました。今診療報酬の件で厚生労働省のほうで検討されているようですが、ますます医療経営にとってはゆるくない状況が想定されるような状況です。こういう事態に至って、こういう出費は現時点ではいたし方ないと、そういうふうに思うのですけれども、こういう町に多額の税金を出費させるようなやり方をぜひとも変えていくための動きを町長先頭に動いていただきたいと、それを切に願うのですけれども、町長の見解を伺いたいと。

それから、10年間は今の場所で診療を続けるという答弁でしたけれども、積丹町の方も全く利用者ないとは言えませんが、積丹町でベッドがなくなった後も患者数の減少というのは抑えていないのです。減り続けている状況なのです。こういうことからすると、積丹町民にとっても現場所というのはやはり不便な場所と、そういう位置づけを私は認識しているのです。国庫補助の話が出ましたけれども、それを受けることになれば10年間は国道沿いへの検討というのはできないような、そういう状況が生まれるのか、それについて見解を伺います。

○町長（本間順司君） いわゆる国の医療施策、本当に特にこの北海道はかなり医師不足が深刻だということで大変な状況になってございますけれども、ある程度1億5,000万という毎年も多額の出費が想定される中で、これらに対する財源手当、これにつきましては今後振興局、あるいは道のほうに行って、いろいろな財源を見つけるべく折衝してまいりたいというふうに考えております。

それから、いわゆる国道移転の問題ですけれども、ある程度今度来る恵尚会さんが人に好感の持てるような診療をしてくだされれば、今の現地でも通ってくれるのかなというふうな気がしますし、仮にそれこそ国道に移転するにしましてもかなりの財源が必要になるということで、ある程度長期的な見通しでなければなかなか難しい問題だなということだけのご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 国道沿いの移転ということになれば、多額の出費というのはそれはわかります。ですけれども、初期投資という点と、それから今後のこういう毎年出費というのをぜひとも検討していただいて、賢明な判断、決断をしていただきたいと思いますと思う次第です。

次に、2件目の特養について伺います。特養と診療所の問題、セットというふうに考えてきたのですけれども、特養については来年度に計画の数字が出ていましたけれども、今までこの特養についての進捗状況、全く議会に示されておりませんが、今回の計画の中で実現可能な状況となっているのか、それとも議会で課長から引き延ばしもあり得るのかという答弁が一時ありましたけれども、どのような状況になっているのかお伺いします。

○町長（本間順司君） 特養についてでございますけれども、現在平成25年から交渉している法人とは24年から6年にかけて3施設の建設、あるいは開設を行っておりまして、理事会内では当該3施設の運営が落ちつくまで新規建設、運営を控えるというようなことでございます。それから、近年の建設コスト高騰に伴いまして、特養の建設費が従来の1.5倍となっていることと介護人材が不足している社会情勢から、現状における特養建設に対し逆風が吹いているという状況を感じているところでございます。1つの法人との交渉が終わっていない中で、ほかの法人への交渉はどうかなということでございます。一応差し控えているのでございますけれども、そういうことでまだ積極的な交渉は行っていないのが現状でございます。診療所の誘致活動にあわせましてグループ内に社

会福祉法人を有している法人に対して打診を行った事例もございますのではけれども、積極的な回答は得られていない状況でございます。近々いわゆる今まで交渉している法人の理事長とお会いすることになってございますので、その辺である程度見解も聞いてみたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 介護計画は3年ごとというふうに決まっていますから、次の期に延期ということになりますとやはりタイムリミットというのがあると思うのですが、どのようなスケジュールで考えているのでしょうか。

○町長（本間順司君） 平成29年建設というふうになれば、やはり来年度中に計画を立てて、補助申請するような形になろうかと思っておりますけれども、その結果ではある程度次期計画に延ばさざるを得ないのかなということも今懸念しているところでございますけれども、いずれにしましても今度理事長さんと会うときにそういう状況もある程度わかるのかなというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 町長は、特養の建設場所をほほえみくらすの近辺か診療所近辺という、そういう答弁をされておりました。今期間に実施するにしても、引き伸ばすにしても、やるということが決まっているのであれば、土地の確保という問題があります。診療所近辺であれば、将来的な拡大計画も必ず出てきますから、民地の取得というのも出てくるのでしょうかけれども、補助金の関係もあって、そういう土地の取得というのは負う気がないのか、その辺について伺いたいです。

○町長（本間順司君） 現時点では、ほほえみくらすのほうは考えてはおりません。やはり診療所の近くということで、それこそ今所有している土地の隣接地あたりを買収していくというようなこととございまして、それらを計画の中に入れていくということとでございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、余市紅志高校、余市高校紅志について伺います。

新聞紙面で北星余市高校の閉校の問題が取り沙汰されました。北星高校については、少子化で経営難で閉校の危機を今のような状況に職員一同一丸となって盛り立ててやってきた経緯があります。大分になると思うのですが、それがいよいよ閉校を検討するような事態になっていると。少子化の問題と切り離せない、そういう状況が生まれております。ことし、私も旧余市高校の卒業生で、同窓会の総会に出席してきたのですが、元余市町長だとか、この近辺の行政に携わった方たちがたくさん出席していて、道教委の最近の動き、これを鑑みると、余市紅志高校も早晚閉校の運命をたどっていくのではないかと、そういう不安が話し合われたのです。現状はどうかと。もしそういう流れであるならば、やはり古平町、あるいは積丹町にとっても少子化対策という点でもかなり重大な問題なので、古平町としてアクションを起こしていく、そういう必要が必ずあるはずなのです。どのような状況かについてまず伺いたいです。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の余市紅志高校についてご答弁申し上げます。

公立高等学校の全道の配置については道教委の新しい高校づくり推進室が担当しているわけとでございますけれども、その中で今後の生徒の推移等見ながら検討しているわけとでございますけれども、毎年各通学区域ごとに5月と7月の2回町村長、教育長、それから中学校の関係者、校長、PTA代表集めて、説明会がございまして、5月の段階ではこういったことを計画しているという報告があり、7月ではこういうふうな方向で進めたいという提案がなされます。9月の教育委員会において

決定するという運びになってございますけれども、今3カ年をスパンとして考えてくるわけでございますけれども、今28、29、30年度について示されてございます。その中で後志学区を見ますと、平成28年度に小樽商業高校の情報処理が1間口減となります。それから、29年度に共和高校が募集停止となります。それから、平成30年度に小樽商業高校と小樽工業高校が統合ということが今回9月1日の教育委員会で決定されました。今後でございますけれども、この方針に基づきまして、道の教育方針といいますか、これについては先ほどの陳情にもございましたけれども、1学年4間口から8間口が規模として相応だということになってございまして、3学級以下の高校は再編の対象となるということになってございます。

そうしますと、後志学区見ますと、今小樽潮陵、桜陽、それから水産、4学級になるのかなということで、工業と商業については3学級、3学級ですけれども、定員割れを起こしております。その辺も含めた中で30年度に統合して4学級で、まだ学科がどうなるかというのは決まっていますけれども、そういうふうに決定してございます。そういった結果を見ますと、余市紅志高校についてもできたとき、今160定員ですから、4学級募集、それは翌年度には3学級募集、そして今2学級、80名定員で募集しております。実際に今の1年生、80名のうち55名しかないという状況でございますので、今平成30年度までの中のそういった再編には入っていませんけれども、今後どうなるかというのは不明でございます。

**○3番（真貝政昭君）** 陳情書にも出ていたように、特例2間口は結局廃校の運命をたどるということで、それで同窓会でも話題に出たのだと思います。30年度までは安泰だけれども、その後は危ないということで、ぜひとも行動を起こしていただきたいと。それを切に希望しています。

次に、最後になりますけれども、少子化対策です。これも今回の5本の意見書の中でなるほどなというくらいの情勢分析がされております。現在古平町で検討されております人口減少対策でもこういう現状認識でこれからのことを考えたほうがいいのではないかとというふうに痛感させるものがあります。それで、選挙権が18歳、世界常識に近づいたのですけれども、ようやく、義務教育は中学生までだけれども、高校生までは子供という認識で、子育て支援ということでやはり少子化、それから人口減少対策としてかなり熱を入れて取り組むべき問題であろうと思います。古平町の場合は出産からいろいろと細かく支援事業を行っていて、小樽市の市議からも細かいことまでやっているねというくらい古平町の事業は評価されているのです。これをさらにやはり充実させていくべきだというふうに考えております。教育長からも先ほど来答弁がありましたように、経済支援、これを充実させていくという方向で検討されているという答弁がありましたけれども、出産、それから保育、それから就学援助、高校と、できる限りほかの町村を牽引していくような、そういう施策をするべきだというふうに考えています。見解を伺います。

**○町長（本間順司君）** 少子化対策、本当に全国的な問題でございまして、大変ゆゆしき問題だというふうに思っております。本当に今各自治体では総合戦略を策定中でございまして、もう既に終えているところもございまして、本町におきましては、先ほど山口議員さんにもお答えしたとおり、年明け早々に取りまとめて、皆様にお示ししたいというふうに考えております。先般人口ビジョンにも示しておりましたけれども、他町村と比較して本町の未婚率が非常に高いという実態

も明らかになっておりまして、出会いの場の創出も含めて不妊治療助成等の制度新設、あるいは保育料の軽減や高校通学費の補助制度の拡大など、今予算編成中でもございまして、それとの兼ね合いもございすけれども、取りまとめ中の総合戦略に盛り込む予定となっております。具体的な内容につきましては、移住、定住対策も含めまして年明けに議員協議会等を開催して、ご説明をしたいというふうに考えてございます。

○議長（逢見輝統君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第11号から15号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案11号から15号までの意見書を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 意見案第11号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第11号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 北海道の全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書について採決いた

します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第12号

○議長(逢見輝統君) それでは、追加日程第2、意見案第12号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第12号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第13号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第3、意見案第13号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第13号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第14号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第4、意見案第14号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第14号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第15号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第5、意見案第15号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第15号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第15号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

#### ◎日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第22、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これにて本日の会議を閉じます。

平成27年第4回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時04分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員